

CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の姿*

2006年12月

同志社大学経済学部教授

兼

CRD協会非常勤研究員

鹿野 嘉昭

(要旨) わが国の経済活動上、中小企業はきわめて重要な役割を果たしているが、その平均的な姿に対する共通の理解は、これまでのところ、必ずしも十分得られていない。これは経済政策運営上、由々しき問題である。そうした事態の改善を狙いとして本稿では、CRD協会が管理する中小企業信用リスク情報データベースを利用して、日本の中小企業の姿を具体的に描くことにした。その結果、中央値を基準として平均的な姿を捉えると、従業員数6人、売上高1億25百万円、資本金10百万円ということが初めて判明した。この事実はまた、日本の中小企業は通常考えられているよりも規模が小さい、あるいは零細企業がきわめて多いことを意味している。政府に対しては、そういった特徴を踏まえて中小企業政策を策定することが求められる。

* 本稿のドラフトは、同志社大学人文研究所第7研究部門セミナー、日本金融学会2006年度秋季大会およびCRD研究会において報告された。そして、金融学会報告での指定討論者となった村本孜成城大学教授をはじめ、青山秀明京都大学教授、中村宏治同志社大学教授、波多野進京都学園大学教授、山下智志国立統計数理研究所助教授などからは貴重なコメントを頂戴したことを記して感謝したい。いうまでもなく、ありうべき誤解や誤りはすべて筆者の責任に帰す。なお、なお、本研究の一部は、平成16年度科学研究費補助金(研究課題「京都における産業集積の形成メカニズムと地域経済へのインパクトに関する経済学的研究」(代表者:徳岡一幸))の交付を受けて行った研究成果である。

CRDデータベースからみた日本の中小企業金融の姿

1. はじめに

一国の経済活動において中小企業はきわめて重要な役割を果たしている。実際、各国の法人企業の99%は中小企業により構成されるほか、雇用の担い手として日本では中小企業が非1次産業常用雇用の3分の2程度を吸収している¹。このほか、中小企業は、社会的な分業構造、地域経済や成長産業創出の担い手としても、経済の成長・発展や活性化に寄与している。その一方で、日本の場合、平均的な中小企業とは一体どのようなものかと問われれば答えに窮するなど、その重要性にもかかわらず、中小企業の実際に関する共通の理解は得られていないといっても過言ではない。

政府・日本銀行も、中小企業の経営財務状況や景気の現状および先行き見通しの把握を狙いとして、各種の統計や景況感等に関するアンケート調査を公表している。そうした統計や調査は多くの場合、各機関が任意に設定した基準に基づく標本調査として実施されている。しかし、そこから導かれた調査結果が中小企業全体を代表したり、統計の標本特性が母集団の特性に一致したりしているという保証はどこにもない。仮に両者の間に無視し難い乖離が存在する場合、信頼性という観点からみて由々しき問題であるのみならず、中小企業政策のあり方や景気判断を歪めるおそれがある。

実際、企業の景況感等に関する代表的なアンケート調査として著名な日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）の場合、資本金2000万円以上1億円未満（2003年までは従業員数50人以上299人未満）の企業を中小企業と規定して景況感等を聴取している。2004年における基準変更の際に日本銀行では、持株会社やインターネット関連企業のように「雇用は少ないが、資本金は大きい企業」が多数登場するようになれば、雇用者基準は実態にそぐわなくなるとしている。確かに、資本金基準を採用すれば資本金過多・雇用過小の企業は大企業等に区分される。しかし、その一方で、資本金2000万円以上の企業が中小企業全体のどの程度を占めているのかという点については十分検証されていないように窺える。

より重要なのは、中小企業の景況感に関する日銀短観の結果は、図1のとおり、他の機関が実施した同等のアンケート調査との比較において上振れし、その傾向は近年とくに顕著になっているという事実である。仮に従業員数20人以下の小規模企業を主たる調査対象とする中小企業景況調査（中小企業整備機構が実施）が中小企業の景況感を適切に反映

¹ 中小企業の定義は国によって異なる。日本の場合、1999年に改正された中小企業基本法により、資本金3億円以下あるいは従業員数300人以下という基準のいずれか一方を満たした企業のことをいう。ただし、卸売業には資本金1億円以下あるいは従業員数100人以下、小売業には資本金5000万円以下あるいは従業員数50人以下、サービス業には資本金5000万円以下あるいは従業員数100人以下という基準が別途適用される。

しているとした場合、日銀短観の結果は景気判断を歪めるおそれを内包しているといわざるをえない²。

中小企業の経営財務状況に関する議論も、同等の問題に直面している。例えば、日本の中小企業金融に関しては、忽那（1997）、藪下・武士俣（2002）、黄（2002）、齊藤（2003）、村本（2005）など、これまでも数多くの優れた研究が公表されている。しかし、そうした研究において日本の中小企業の金融・財務面での特徴が議論される場合、財務省「法人企業統計」や日本銀行「貸出先別貸出金＜企業規模別＞」が用いられるのが一般的となっている。その一方で、これらの統計については、①法人企業統計は規模の大きい中小企業が主たる集計対象となっており、中小企業の多数を占める規模の小さな企業の財務実態が適切に反映されていないおそれが強い、②貸出先別貸出金は貸し手となった金融機関からみた統計であり、借り手である中小企業の財務面での特徴や最近の動きがわかりづらい、といった批判が聞かれる。

このほか、銀行等の金融機関も中小企業向け融資に積極姿勢で取り組み、近年、融資伸張を狙いとする店舗増設の動きが活発化している。これに対し、「過当競争を煽るだけ」という見方が根強い一方で、日本の金融機関の場合、リテール業務深耕という観点からすると、顧客基盤拡大のためにもむしろ人員・店舗を拡張すべきと主張されることもある³。店舗の拡大が果たして顧客基盤や収益力の拡大につながるか否かという問題を検討するに際しても、融資対象となる中小企業の経営財務実態に対する理解が欠かせない。

いずれにしても、これらの事実は、日本の中小企業の経済財務状況や景況感等、さらには金融機関の経営戦略を議論するに際しては、中小企業の実際に関する理解を共有することがきわめて重要であることを意味している。そのためには、日本の中小企業の経営財務状況に関する包括的な統計データが必要となる。このような統計データは長年にわたって存在していなかったが、幸いなことにも現在、利用可能となっている。すなわち、2001年3月に設立された有限責任中間法人CRD協会が管理している中小企業の経営・財務データベースである。このデータベースを利用して日本の中小企業の具体的な姿や経営財務実態を明らかにすることができれば、中小企業金融に関する理解や研究も大きく飛躍するにとどまらず、中小企業政策もより効率的なものへと改編されることが期待される。

それゆえ、本稿では、従業員数、売上高や資本金といった主要経営指標の平均を算出することにより、中小企業の具体的な姿を導く。次いで、全産業のほか、製造業、建設業などといった主要業種についても、従業員数を基準とする企業規模別に資産・負債の構成比率を算出のうえ、日本の中小企業の財務構造面での特色を浮かび上がらせる。加えて、そういった特色が生成されるに至った背景について検討するとともに、21世紀の時代にふさわしい中小企業政策のあり方について若干の提言を行うことにしたい。

以下、第2節では、CRD協会が管理するCRDデータベースの特色と利用上の留意点

² この指摘は成城大学の村本孜教授よりお教えいただいた。記して、感謝したい。

³ 例えば、アトキンソン（2006）を参照。

について説明する。次いで、第3節においてCRDデータベースを利用して日本の中小企業の財務実態面での特色を明らかにするとともに、その背景について検討した後、第4節では、以上の分析結果に基づき中小企業政策に関する若干の政策提言を行うことにしたい。最後に、第5節では、本稿の議論を要約するとともに今後の研究課題を提示する。

2. CRD協会保有データベースの特色と利用上の留意点

2. 1 CRD協会保有データベースの概要

有限責任中間法人CRD協会（2001年3月設立）とは、経済産業省中小企業庁の主導により設立された、中小企業信用リスク情報データベース（Credit Risk Database）を管理・運営する機関のことをいう。1990年代末から2000年初頭にかけて日本経済は深刻な金融危機に見舞われたが、そうしたなか、中小企業においては貸し渋り、貸し剥がしと称されるように金融機関から融資を突然打ち切られる事象がしばしば観察された。このような現象がみられた背景としては、そもそも未上場である中小企業の経営財務内容に関するデータベースが整備されていないため、良い企業と悪い企業との識別が困難という事情を指摘することができる。

この問題を解決して中小企業金融の円滑化を図るに際しては、中小企業の経営財務データが長期にわたって蓄積されたデータベースを構築するとともに、そうしたデータベースに基づき個々の中小企業の経営状況や信用リスクの良し悪しを統計的に測定・判断できる体制の整備が求められる。さらに、日本の中小企業向け融資の場合、不動産担保や人的保証に過度に依存した取引慣行がみられるとともに、そうした慣行が資金の円滑な流れを妨げているという指摘がしばしば聞かれる。これを是正し、金融機関に担保や保証に依存しない融資の実行を促すには、その前提として中小企業の財務データを収集・管理し、個々の企業の財務内容の良し悪しを客観的に判断できる体制の構築が重要となる。

こうした問題意識に基づき中小企業の信用リスクデータベースの構築を狙いとして創設されたのが、CRD協会である。同協会が管理・運営している中小企業信用リスク情報データベースは、わが国のみならず、世界でも最大規模の中小企業の経営財務状況に関するデータベースとなっている。実際、CRDデータベースにおいては2005年3月末現在、1997年を始期として200万社にも及ぶ会社組織の中小企業の経営財務データが蓄積されている⁴。データの提供者はCRD協会に会員として参画している信用保証協会、政府系金融

⁴ CRD協会以外にも、次の3機関が中小企業向け信用リスクデータベースを運営しているが、現在までのところ、業務専用に利用され、研究目的での利用は想定されていない。

①日本リスクデータバンク（RDB）（運営主体：東京都民銀行、2000年4月稼動）

②中小企業信用リスクデータベース（SDB）（運営主体：信用金庫業界〈信金中央金庫〉、2004年2月本格稼動）

③信用リスク情報統合システム（CRITS）（運営主体：地方銀行業界〈全国地方銀行協会〉、

機関および民間金融機関の合計 240 機関から構成される。このことはまた、CRD データベースに蓄積されている経営財務データは金融機関から融資を受けている企業にかかわるものであって、借入金のない企業のデータは含まれていないことを意味している。

CRD 協会では、中小企業の経営財務データを集積したデータベースの管理・運営にとどまらず、このデータベースを用いて構築された信用リスク測定モデルに基づき算出された個々の中小企業にかかわるデフォルト確率（当該企業が 1 年以内に債務不履行に陥る確率）等の経営評価情報や各種経営指標を提供している。そして、会員機関においては、このようにして得られた信用判定情報を審査業務に幅広く活用している。このほか、各都道府県の中小企業再生支援協議会においても近年、CRD データベースを活用した中小企業再生サポートシステムが利用されている。

以上のとおり、CRD 協会が管理・運営しているデータベースは設立の趣旨に沿うかたちで金融機関等による審査業務面において重要な成果を上げているが、それだけにとどまるものではない。実際、そのデータを分析することにより、これまでの間、数量的に明確になっていなかった中小企業の平均的な姿や経営財務実態についても具体的に浮かび上がらせることができる。それゆえ、本稿では、CRD データベースに基づき、日本の中小企業の財務状況の具体的な姿を明らかにすることを通じて、中小企業政策のあり方を検討するうえでの基礎データを提供するとともに、ありうべき政策を提言することにした。

実際、本稿では、2003 年中に決算期が到来した 56 万社の経営財務にかかわる個票データを利用した。56 万社という規模は、全国の中小企業会社総数約 160 万社（総務省「事業所・企業統計」）の 3 割強に相当する⁵。

2. 2 総務省「事業所・企業統計」、国税庁「税務統計」等との相違点

CRD データベースには膨大な数にのぼる中小企業の経営財務データが蓄積されているといっても、日本の中小企業会社総数の 2～3 割強にとどまっているという事実を見逃すことはできない。すなわち、CRD データベースという標本から得られた各種のファクトファインディングが日本の中小企業という母集団の特性を適切に反映したものか否かが問題となるのである。これは統計学上、母集団特性と標本特性との乖離問題と称されるものであり、標本調査に基づいて母集団の分布特性を分析するに際しては避けられない問題でもある。それゆえ、CRD データベースに基づき日本の中小企業金融の実際について議論するのに先立って、この問題について簡単に検討することにしよう。

2004 年 12 月本格稼働)

⁵ 中小企業白書は、総務省「事業所・企業統計」に基づき日本の中小企業数は 469 万社（2001 年）としており、本稿での計数とは大きく異なる。両社の相違は、個人事業主が営んでいる事業所数を含んでいるか否かにあり、本稿の場合、会社企業に限定しているという点で個人事業主を含む中小企業庁の取り扱いと異なる。なお、CRD 協会では、個人事業主に関する経営財務データも収集・管理しているが、会社企業とはデータ収集項目が異なるという事情もあって、分析対象は会社企業に限定することにした次第である。

日本の会社数に関する統計としては現在、総務省「事業所・企業統計」に掲げられた会社数（ただし、株式会社といった組織形態別の内訳計数はなし）および国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」に掲げられた法人数（株式会社、有限会社、合名会社および合資会社の合計）という2つが利用可能となっている。そして、総務省「事業所・企業統計」では2001年で160万社、国税庁の税務統計によると2002年でおおよそ251万社（うち資本金1億円以下の企業は250万社）というように、両者の計数は大きく異なっている⁶。それゆえ、中小企業数の分析に際しては、母集団統計としていずれを利用するのが適切かという問題が浮上する。

総務省「事業所・企業統計」は、調査員が事業所を回って調査票に記入してもらうという調査員統計として作成されている。そのため、①看板を掲げないで事業を営んでいる会社や事業所、②一般住宅やマンション・アパート内で事業を営んでいる会社や事業所、といった小規模の会社・事業所が調査対象から漏れてしまうという課題に直面している（したがって、税務統計との乖離部分の大多数は小規模の企業により構成されると判断される）。これに対し、国税庁「税務統計」は納税という国民の義務を基礎としたものであり、まさしく全数調査の結果といえることができる。こうした統計作成方法の相違を反映するかたちで、上記のとおり会社総数に関する計数も異なると考えられる。

このように総務省「事業所・企業統計」の場合、全数調査とはいえないが、都道府県別・業種別内訳計数に加え、市町村別・従業者別内訳計数も報告されるなど、事業所や企業のあり方を分析するうえで必要とされる多種多様な情報についても利用可能となっている。一方、国税庁「税務統計」の場合、税務申告書の集計結果であるという性格を反映して、中小企業のありようを分析するうえで必要とされる情報は必ずしも公表されていないほか、事業活動を事実上営んでいない休眠会社も少なからず含まれているという指摘も聞かれる。それゆえ、法人企業数、中小企業数の推移や業種別分布状況などを議論するには通常、総務省「事業所・企業統計」が利用される。本稿でも、そうした慣行にしたがい、日本の中小企業数を議論するに当たっては総務省「事業所・企業統計」を利用することにした。

一方、中小企業の財務状況に関する統計としては、財務省「法人企業統計」における資本金1億円未満の企業を対象に取りまとめられた計数が広く利用されている。ただし、同統計の場合、個票そのものは公表されていないほか、標本対象となった1万6千社（うち1万社は資本金1千万円以上）のうち回答が送付された企業の集計値を基準として推計されるため、中小企業の多数を占める小規模企業の財務実態が適切に反映されていないおそれ強い。国民生活金融公庫やTKC全国会（税理士を会員とする団体）も融資先企業や税務申告を担当した企業の財務諸表の集計値を公表している。そうした統計の場合、標本数は1868社（国民生活金融公庫「中小企業経営状況調査」）から22万6千社（TKC全国

⁶ 日本の会社の場合、税務統計が示すように、その99%は中小企業から構成されるため、会社数と中小企業数との間には顕著な相違はみられない。それゆえ、本稿では、必要がある場合を除き、両者ととくに区別しないこととする。

会「TKC経営指標」平成18年版)とそれなりの規模を有しているが、いずれにおいても、現在までのところ、集計値あるいは規模平均の計数しか利用可能となっていない。

2. 3 CRDデータベース利用に際しての留意点

表1は、総務省「平成13年度事業所・企業統計」に基づき、2001年時点での日本の中小企業数の業種別・規模別分布状況について従業者数を基準として取りまとめたものである⁷。ただし、計数集計上の簡便性に配慮して、小売、飲食店業については卸売業と同様に資本金1億円未満あるいは常用雇用者数100人未満の会社(中小企業基本法の定義では、資本金5000万円以下あるいは常用雇用者数50人未満の会社)とした⁸。この表をみれば明らかのように、日本の中小企業(会社組織)数は160万社にのぼるが、そのうち86%は従業者数20人未満の小規模企業からなる⁹。業種別にみた場合、卸・小売、飲食店業が56.0万社(構成比、35.0%)と3分の1強を占め、次いで建設業29.8万社(同、18.7%)、製造業29.5万社(同、18.4%)、サービス産業26.5万社(同、16.6%)という順番になるなど、第3次産業が全体の8割を超える。

これに対し、表2は同様の手法に基づき、CRDデータベースに集積されている中小企業データのうち2003年に決算期が到来した会社企業数を報告したものである¹⁰。収録された中小企業数は56.5万社、総務省「事業所・企業統計」の35%に相当する。この表2と表1とを比較すると、CRDデータベースの場合、全体の80%は小規模企業から構成されるなど、総務省「事業所・企業統計」とほぼ同様の規模別分布を有していることがわかる。その一方で、①建設業、製造業に属する企業の比重が高い反面、卸・小売、飲食店業の比率が低い、②小規模企業の比率は80%と総務省「事業所・企業統計」比5%ポイント低い、ことが指摘できる。そうした乖離が生じた背景としては、CRDデータベースの場合、銀行、信用金庫、信用組合や政府系金融機関からの借入れがあることが前提とされ、小規模の無借金企業はそもそも対象にはならないというデータ収集面の事情が挙げられる。

ちなみに、総務省「事業所・企業統計」における無借金企業数はゼロと想定して両者を

⁷ 総務省「事業所・企業統計」の場合、従業者数については、「調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。ただし、他社などから派遣され、当該事業所から賃金・給与を支給されていない人を除く。」と定義されている。

⁸ 総務省「事業所・企業統計」の場合、業種区分には日本産業分類の中分類が採用され、卸・小売、飲食店は一括してひとつの産業に区分されている。そのなかから小売、飲食店のみを抽出するに際しては、小分類をすべて集計するという煩瑣な作業を伴うため、便宜的に卸売業と同様の資本金・従業員基準を採用することにした。したがって、本稿でいう中小企業数は実際の企業数よりも幾分高めになっている点には留意する必要がある。

⁹ 中小企業白書では、卸・小売、飲食店業に属する小規模企業は常用雇用者数5人以下と規定している。そのため、同白書での小規模企業の比率は72%となっており、本稿での計数を15%ポイント下方回る。

¹⁰ CRDデータベースの場合、従業員数に関してとくに明確な基準は設けられていないため、その算定基準は報告機関の判断に委ねられているが、総務省「事業所・企業統計」の基準に概ね一致していると考えられる。

比較すると、CRDデータベースの中小企業数の総務省「事業所・企業統計」のそれに対する比率はすべての業種および従業員基準の企業規模において35%となる。表3は、この比率を業種別・従業員規模別に実際に計算した結果を示したものである。この表をみれば明らかなように、35%に一致する産業はなく、業種ごとに凸凹が観察される。この凸凹状況について会社数を比重として企業規模ごとの寄与度を各業種について計算したのが、寄与度およびそれから右側の計数であり、次のような事実が読み取れる。すなわち、第1に、業種別にみた場合、CRDデータベースにおいては卸・小売、飲食店、不動産、サービスという広義のサービス産業に属する企業数が過小となっている反面、建設、製造業という2業種に属する企業数の比重が高い。第2に、企業規模別にみた場合、従業員数0～4人以下の零細企業の割合が低い一方で、従業員5人以上の企業の割合が高い。

これらの事実を総合すると、卸・小売、飲食店を中心として広義のサービス業に属する零細企業については母集団特性から幾分乖離している可能性は否定できないが、その他の業種・規模別分布状況については概ね妥当と判断される。それゆえ、中小企業の経営財務状況に関する包括的なデータベースであるCRDデータベースの有用性は支持されるが、利用に際しては、そういった点に十分留意する必要があるといえよう。なお、CRDデータベースの電気・水道・ガス産業に属する企業数が総務省「事業所・企業統計」のそれを上回るという奇妙な結果が得られている。これは、金融機関等による業種分類が正確性を欠き、本来であれば建設業に区分されるべき一般電気工事業（電気配線等）や一般管工事業（水道管の敷設・設置等）などに従事する企業群が電気・水道・ガス産業に属するとして報告されたことによるものと考えられる。

この間、CRDデータベースの場合、従業員数未詳の企業については、従業員数ゼロとして報告される事例も少なからずみられる。加えて、中小企業基本法に基づき従業員数が300人以下、資本金3億円以下のいずれかの基準を満たせば中小企業に分類されるため、近年登場した持株会社やインターネット関連企業のように「雇用は少ないが資本金の大きい企業」や、従業員数300人以上資本金3億円以下という「過小資本金の企業」も含まれるなど、統計的にみた場合、異常値が存在する可能性を排除することはできない。

2. 4 分布指標選択にかかわる問題

以上のような分布特性や産業区分上の問題を考慮のうえ利用すれば、CRDデータベースは日本の中小企業の経営財務状況の実態を議論するうえで新たな地平を開拓してくると判断される。その一方で、CRDデータベースを用いて中小企業の財務実態を議論するに際し、どのような統計量を利用するのが適切かという問題が残る。通常は、平均値および標準偏差が利用されるが、本稿では中央値（メディアン）を採用することにした。その理由は次のとおりである。

すなわち、第1は異常値による影響の排除である。先に指摘したように、CRDデータベースの場合、異常値が含まれている可能性があり、異常値による影響を除去するには中

中央値の利用がきわめて有効な手段となるからである。第2に、企業数を基準として捉えた場合、先に指摘したように、日本の中小企業数の86%は従業員数20人未満の小規模企業から構成されるなど、その統計的な分布状況は正規分布から大きく逸脱している。そのため、正規分布を前提として計算される平均値および標準偏差をCRDデータベースの分布特性を測定する統計尺度として単純に採用するわけには行かない。こうした点を踏まえて、本稿では中央値を用い、必要に応じて平均値等を利用することにした。ちなみに、分布の歪みを考慮せずに平均値を用いた場合、規模の大きな企業の影響が強くなって、実態よりも過大な結果が得られることになる。

図1は、従業員数基準の企業規模を横軸にとって、CRDデータベースにおける従業員数、売上高、資産および企業数の累積分布を示したものであり、最終的には100%となる。何度も指摘しているように、従業員数20人未満の小規模企業が全体の8割強を占めるなど、企業数の分布は小規模企業に大きく偏っているため、累積分布曲線は左側に偏するとともに急速な勢いで上昇している。売上高、資産の場合、従業員数50人未満の企業は全体の6割を占めるため、分布曲線は比較的緩やかなカーブを描いている。一方、従業員数においては従業員数100人以上の企業という企業総数の2%強という少数の企業が全体の25%を雇用している。このように、中小企業の場合、企業数、従業員数や売上高がきれいな正規分布に従っていないため、その標本特性を議論するに際しては平均値、標準偏差に代えて中央値を採用することにした。

3. CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務状況

3.1 日本の中小企業に関する大まかなイメージ

以上のような点に留意しつつ、CRDデータベースから計算された各種の経営指標に関する中央値に基づき、日本の中小企業の姿について具体的に検討することにしてしよう。

表4は、CRDデータベースにおいて2003年中に決算期が到来した中小企業56万社を対象として、その従業員数、売上高、総資産残高および資本金について中央値および平均値を計算したものである。この4つの経営指標すべてについて中央値が計算されたのは今回が初めてであり、これによって日本の中小企業の平均的な姿が初めて描写されたといえる¹¹。

すなわち、中央値を基準として捉えた場合、日本の平均的な中小企業は従業員数6人、売上高1億25百万円（一人当たりの売上高は20百万円）、総資産残高85百万円、資本金10百万円という姿にあることが確認された。このうち従業員数および資本金金額に関する

¹¹ 中小企業庁（2005）も、CRDデータベースを利用して計算された各種の経営比率や財務諸表にかかわる実数を報告しているが、それらは平均値を中心としているため、実際よりも過大となっているおそれが強い

結果は、われわれが一般に抱いている中小企業のイメージや日銀短観での想定（従業員数 50 人以上 299 人未満あるいは資本金 2000 万円以上 1 億円未満）と比較して、「きわめて過小」のようにみえる。しかし、先に指摘した日本の中小企業の 86%は従業員数 20 人未満の小規模企業からなるという事実とも整合的であり、その意味で実態を適切に示していると判断される。

それゆえ、日本の中小企業は通常考えられているよりもはるかに規模が小さい、あるいは零細企業がきわめて多いと結論づけられる。業種的にみた場合、鉱業および運輸・通信業は企業規模が大きい反面、金融・保険、不動産、飲食店、サービスという 4 業種の規模はとくに小さく、その売上高（中央値）は全産業計の 3～7 割の水準にとどまる。この間、中央値からみた製造業の平均的な規模は従業員数 9 人、売上高 1 億 37 百万円と全産業を幾分上回っているが、一人当たり売上高（15 百万円）は逆に下回っている。

また、資本金の中央値は 1000 万円と商法により定められた最低金額（2003 年当時）の水準にとどまっている。この事実は、日本の中小企業の場合、有限会社が過半を占めているほか¹²、金融機関等の貸し手が中小企業経営の健全性を議論するに際し資本金の多寡はほとんど重視されていないことを示唆している。ちなみに、中央値を用いて日本の中小企業の狭義の株主資本比率（＝資本金/総資産残高）を計算すると、11.8%という数字が得られる（資本金に剰余金等を加えた資本勘定を分子に用いた広義の株主資本比率は 9.2%）。

この結果は、①日本の中小企業は明らかに過小資本の状態にあり、当期赤字が 2～3 年続けば債務超過に陥る可能性が高い、②小規模企業のオーナー経営者においては自己資本充実意識がさほど高くない一方で、縁故者以外の第三者に対する株式発行の途が事実上閉ざされている、③銀行、信用金庫、信用組合という金融機関が株主に代わって経営破綻リスクを事実上負担している、ということを示唆している。また、本稿の冒頭で指摘した日銀短観での中小企業にかかわる資本金基準（資本金 2000 万円以上 1 億円未満）を評価すると、かなりの程度過大となっているといわざるを得ず、その意味で、日銀短観の場合、中小企業の景況感等を適切に反映していない可能性を示唆している。

その一方で、売上高（1 億 25 百万円、一人当たり売上高は 20 百万円）および総資産残高（85 百万円）に関しては、意外に大きいという印象が拭えないのも事実である。この点に関しては稿を改めて検討することとし、取りあえず次の 2 点を指摘しておくことにしたい。第 1 に、中小企業といえども事業を営むに際しては相応の設備や機械などが必要であり、それらが 30 百万円と総資産の 3 分の 1 程度を占める。残る 3 分の 2 は売掛金や現預金などの流動資産であり、概ね月商の 4 か月分に相当する。第 2 に、標本となった中小企業は金融機関から資金を借りている企業であり、その長短借入金残高は総資産の 6 割、51 百万円にのぼる。達観すると、このうち 2 千万円は設備・機械等の固定資産見合い（1 千万円は資本金で充当）であり、残りの 3 千万円強は運転資金見合い（およそ 3 か月分）と区分

¹² 実際、税務統計によると、日本の中小企業 250 万社のうち 139 万社（全体の 55%）は有限会社から構成されている。

できる。この借入金にかかわる元利金を約定どおり返済していくには、それなりの売上高を確保することが必須となっており、そういった中小企業経営の観点からすると、CRDデータベースから得られた中小企業の姿はほぼ適切なものといえよう¹³。

表4では参考までに、標本企業56万社を対象とした平均値についても掲載されている。例えば、従業員数の場合、その平均値は19人、中央値の3倍という結果が得られる。売上高、総資産等についても同様の事実が確認される。この乖離は、先に指摘したように、日本の中小企業の経営財務データから測った規模の分布自体、正規分布が想定する釣鐘のような形状にはないことに由来する。それはまた、日本の中小企業の規模を検討する場合、平均値でもって議論することが危険であることを示唆している。

この間、日本の中小企業の財務状況に関するデータとしては、これまでの間、先に指摘したように、財務省「法人企業統計」や国民生活金融公庫「中小企業経営状況」が利用されてきた。財務省「法人企業統計」では標本企業は2万4千社（回答法人ベース）、うち資本金1億円未満の企業はおよそ1万6千社、全体の7割程度を占める。一方、国民生活金融公庫「中小企業経営状況」の場合、平均従業員数14人程度の1800社前後が調査対象となっており、カバレッジという観点からすると財務省「法人企業統計」のほうがはるかに充実している。それゆえ、中小企業の財務状況を議論するに際しては通常、財務省「法人企業統計」が利用されている。

これら2つの統計とCRDデータベースから得られた結果との比較を狙いとして、それぞれの統計に基づき中小企業の株主資本比率を計算したのが表5である。この表をみれば明らかなように、財務省「法人企業統計」、国民生活金融公庫「中小企業経営状況」とも中小企業の財務内容を過大評価している。実際、財務省「法人企業統計」によると2002年度の中小企業の株主資本比率（資本金1000万円～1億円の企業の平均値）は23.0%、国民生活金融公庫「中小企業経営状況」では2003年1～3月に決算を迎えた中小企業の株主資本比率（平均値）は17.2%となって、CRDデータベースから計算された9.2%（中央値）という計数と比較していずれも過大となっている。いうまでもなく、その背景としては、これら2つの統計の場合、標本企業に占める小規模企業の比重が低い（あるいは規模の大きな企業の比重が高い）ため、平均値が上振れしているという事情が指摘できる¹⁴。

3. 2 日本の中小企業の財務面での特徴

3. 2. 1 低い株主資本比率、高い借入金依存度

¹³ 筆者が面談した金融機関の融資担当者からは、一人当たりの売上高で中小企業の経営状況をみた場合、「2000～3000万円では現状並みの経営規模の維持にとどまり、成長・発展のための投資を実行するには少なくとも5000万円程度の売り上げが必要」という経験談が聞かれた。

¹⁴ ちなみに、中小企業白書の付属統計資料に掲載された計数（「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標（中央値）」）によると、資本金1000万円未満の企業の株主資本比率（中央値）は10%となって、本稿での結果とほぼ一致している。

次に、日本の中小企業の財務状況について検討することにしよう。表6は、同じくCRDデータベースにおいて2003年中に決算期が到来した中小企業56万社を対象として、業種別・企業規模別（従業員数基準）にその財務諸表上の主要項目の中央値と構成比を計算したものである。なお、構成比については、各項目の中央値を総資産の中央値で除することにより算出した。

この表からは、日本の中小企業の財務面での特徴として次の5点が指摘できよう¹⁵。なお、従業員数で企業規模を測った場合、従業員数ゼロの企業の資産・負債規模が同1～4人のそれを上回るという奇妙な結果が得られる。これについては、単純に従業員数に関する報告がなかった借り手企業については一律、従業員ゼロとみなしてデータベースに収録されていることを反映したものと考えられる。それゆえ、従業員ゼロの企業の財務状況については、ある程度の幅をもってみる必要があるといえよう。

すなわち、第1に、先に指摘した低い株主資本比率の裏返しの結果として、借入金に対する依存度がきわめて高く、全産業平均の中央値でみて60.3%と大企業（法人企業統計ベースの平均値<金融機関借入金+その他の借入金+社債、全数調査>でおよそ34%）の約2倍の水準にある。借入期間別にみた場合、長期借入金への依存が高く、借入金の約6割（総資産の4割）を占める¹⁶。これらの事実は、日本の中小企業の場合、株主資本が過小な下、金融機関からの長期借入金が事実上、経営破綻時には返済順位が劣後する擬似エクイティ的な融資として機能していることを示唆している。

この間、オーナー経営者やその親族・友人が資金を拠出するに際しては株式よりも貸出が選好されるため¹⁷、長期借入金は金融機関からの借入金に加えてオーナー経営者による貸出も含まれており、それが株主資本比率を引き下げる方向で作用しているのではないかという指摘もみられる。しかし、借入金については貸し手別の計数が利用可能となっていないため、そうした指摘の妥当性については現在までのところ、何ともいえないが、銀行等の融資担当者からは「オーナー経営者による融資は比較的少ないため、さほど気に留める必要はない」という経験則が聞かれた。

第2に、中小企業の場合、成長・発展とともに従業員数が増えるにしたがい総資産残高で測った企業規模も拡大すると同時に経営基盤も安定し、つれて株主資本比率も上昇する

¹⁵ CRDデータベースには1997年を始期として中小企業の経営財務データが集積されている。それゆえ、最も古い97年に決算期を迎えた中小企業46.8万社を対象として比較のために同様の計算を行ったが、2003年とほぼ類似の結論が得られた。その意味で、ここで指摘された日本の中小企業の財務面での特徴は、標本時期に左右されない普遍的なものともみなすことができよう。そうした事情や紙幅面での制約にも配慮のうえ、1997年財務データの掲載については割愛することにした。

¹⁶ 財務諸表上は社債長期借入金となっているが、日本の中小企業の場合、社債発行は僅少と考えられるため、社債長期借入金はすべて長期借入金から構成されるとみなした。

¹⁷ 株式の場合、配当は税引き利益から支払われるが、中小企業の場合、総じて収益力に劣るため、配当原資の確保が困難な状況にある。一方、借入金の場合、法令に基づき先取特権が保証されているほか、元利金の支払いも粗利益から行われるため、比較的順調に進むといった事情が指摘できる。

ことが確認された。実際、株主資本比率は従業員数1～4人の規模では4%の水準にとどまっているが、業容の拡大とともに漸次上昇し、同100人以上の規模を有する企業では16%となっている。その裏側で社債長期借入金への依存度は、従業員数1～4人の40%から同100人以上の26～27%へとほぼ一貫して低下している。これらの事実は、先に指摘した疑似エクイティ的な融資は従業員数100人以下の比較的規模の小さな中小企業において顕著に観察されることを示唆している。

その一方で、社債長期借入金以外の項目の総資産残高に対する比率は、企業規模の如何にかかわらず、概ね一定の水準で推移している。たとえば、短期借入金および現金預金の比率は10%前後の水準で安定的に推移している。短期借入金および現金預金という経常的な資金繰りにかかわる項目の大きさは、基本的な売上高等で測られる業容の大きさに比例すると考えられるからである。

3. 2. 2 財務面では規模間格差が大きい

第3に、日本の中小企業の場合、小規模企業の範疇に属するか否かで、その財務内容に顕著な相違があることが判明した。すなわち、小規模企業の場合、従業員数4人以下では資本勘定の「その他の資本」の中央値が赤字となるなど、半数以上の企業が累積赤字あるいは繰越欠損を抱え、5～9人でようやく累損が解消するに至ることが示された。10～19人ではさらに「その他の資本」の積み増し（累積赤字の縮小）がみられるが、中央値でみた場合、半数の企業のそれは払込資本金の金額を下回るなど、なお経営基盤は安定しているとはいい難い状況にあることがわかる。

その一方で、従業員数20人以上の中小企業においては、従業員数あるいは総資産残高で捉えた経営規模の拡大と期を一にするかたちで「その他の資本」に計上される剰余金が順調に積み上がり、従業員数200～299人の企業の場合、その金額は5億8500万円、払込資本金の10倍強の水準を記録するに至っている。このような事実は、日本の中小企業の場合、その経営基盤の強弱は規模の大きさに強く依存しており、小規模企業は脆弱なところが多数を占める反面、従業員数20人以上の企業においては規模の大ききなところほど、一般的にみてより安定的な経営基盤を有していると結論づけられる。

銀行等の融資戦略との関連でいうと、銀行等が取引の新規開拓・深耕を目指している中小企業は安定的な経営基盤を有するところであり、その規模は従業員数でみて20人以上と判断される。CRDデータベースによると、この範疇に属する中小企業数は2003年で56万社中11万社、全体の19.5%にとどまる。この計数と総務省「事業所・企業統計」での中小企業会社総数を基礎として、日本における経営基盤が安定的な中小企業数を大胆に推計すると、およそ30万社となる。この計数は、銀行の融資戦略とは独立して決まっており、銀行等が融資拡大を狙いとして積極的にアプローチすればするほど、競争が激化し、結果として貸出金利は低下を余儀なくされる。実際、銀行等の貸出金利は近年、低下傾向をたどっている。このような事実を踏まえて考えると、過当競争論のほうが実態に近く、人員・

店舗の増設は必ずしも銀行等の収益性向上にはつながらないといえよう。

第4に、その一方で、従業員数 200 人以上と規模の大きな部類に属する中小企業でも、標本となった 4600 社の払込資本金の中央値は 5000 万円にとどまるなど、払込資本金の金額は 3 億円という上限との比較においてきわめて低い水準にある。この間、同一規模の中小企業の「その他の資本」の中央値は 8 億 4600 万円にもものぼっているため、払込資本金の過小さが先に掲げた低い株式資本比率の主因を形成していると判断される。

この事実はまた、1999 年の中小企業基本法改正において中小企業の定義に関する資本金基準が 1 億円から 3 億円に引き上げられた根拠が実体的な意味合いをほとんど有していなかったこと、あるいは 99 年当時においては中小企業の実態に関する理解がデータ面での制約もあって不足していたことを示唆している¹⁸。ちなみに、1999 年の定義変更に際しては前回（1973 年）の改定から 26 年を経るなかで物価水準が 3 倍程度になるなど、経済の実態が大きく変化したことに合わせて中小企業の定義も変更する必要があるとして、資本金基準が引き上げられたのである。

3. 2. 3 企業間信用では売掛金が買掛金を大きく上回る

第5に、中小企業による売掛金・買掛金、支払手形・受取手形に代表される企業間信用の利用状況をみると、従業員数 20 人以上の企業においては原材料の購入や完成品の販売に際し手形取引が広く利用されている一方で、20 人未満の小規模企業の場合、半数以上の企業が手形を利用していないことが判明した。この事実は、経営基盤が弱い小規模企業に対し取引相手となった金融機関の多くが小切手の振り出しが可能な当座預金の開設に対し慎重な姿勢を堅持していることを示唆しているのかもしれない¹⁹。

一方、売掛金・買掛金についてみると、日本の中小企業の場合、売掛金が買掛金を大きく上回るという構造的な特色を有していることがわかる。実際、売掛金の総資産残高に対する比率（中央値）は、企業規模の如何にかかわらず、概ね 12% という水準にあるのに対し、買掛金のそれは 4～5% というところで小幅な変動を示している。このように売掛金、買掛金の比率は企業規模とは独立しているほか、売掛金は買掛金の 2～3 倍の大きさとなっているのである。この事実はまた、日本の中小企業においては完成品の納入先が大企業という事例が多く（反対の事例は僅少）、その結果、売掛金比率が買掛金比率を凌駕することになったと考えられる。実際、経済産業省「商工業実態基本調査」（1998 年）によると、日本の中小製造業企業の場合、ほぼその半分に相当する 47.9% が「自社よりも規模の大きな企業からの委託によって完成品の部品を製造する」下請企業となっている。

¹⁸ CRD データベースの場合、中小企業基本法改正以前の 1997 年における従業員数 200～299 人の中小企業の払込資本金の中央値も、2003 年と同様に 5000 万円となっている。

¹⁹ 当座預金の開設とともに取引先企業には小切手帳が渡されるため、金融機関では資金の払い出しを管理できない一方で、万が一小切手が不渡りとなったときには支払人となった当該金融機関の信用度に傷がつくため、信用度の劣る企業からの当座預金開設依頼に対し金融機関の多くは慎重に対応しているという話を聞く。

この間、長期時系列的に捉えた場合、株主資本比率はほぼ安定的に推移している反面²⁰、中小企業の借入金比率は年々高まる傾向にあり、2000年度の借入金比率は40.3%と20年前の1980年度調査(27.0%)との比較において13.3%ポイントも上昇している²¹。逆に、支払手形、買掛金等からなる企業間信用は近年縮小傾向にあり、1980年度の39.6%から2000年度には25.6%へと14%ポイント低下している。この企業間信用が縮小する一方で借入金が増大したという対称的な動きは、この20年間において生じた何らかの制度変更がそういった流れを醸成する方向で作用したことを示唆している。

3. 3 業種別にみた日本の中小企業の財務面での特色

このようにCRDデータベースに基づき日本の中小企業の財務構造を分析したところ、その特徴として上記の6点が浮かび上がった。しかし、それらはいくまでもマクロ的な中小企業全体としての特色にとどまり、業種的に財務構造を検討した場合、異なった様相を呈する可能性があることにも十分留意する必要がある。ここでは、そういった問題意識に基づき、業種別にみた財務構造面での特色を指摘することにする。

表7から表11までは、建設業、製造業、卸売業、小売業および飲食店という日本の中小企業が属する代表的な5業種の財務構造を、これまでと同様の手法に基づき示したものである。そして、これらの表に基づき各業種に固有の特色を探ると、次の3点を挙げることができる。

第1に、建設業の場合、従業員数20人未満の企業から構成される小規模企業の比重は88.2%と全産業(CRDデータベースでは80.5%)との比較において8%ポイント方高い。そして、小規模企業の財務構造は全産業とほぼ同様ながら、従業員数20人以上の企業の場合、株主資本比率が全産業平均を3~4%ポイント上回る17~22%の水準で推移するなど、その財務内容は押しなべて良好な状態にあることが指摘できる。そうした特色が現出したのは、①地方を中心として建設業企業に対する主要な需要を構成する公共事業の利益性が高水準で安定的に推移している、②公共事業への参加は工事の適切な完工を狙いとして財務内容の健全な企業に限定されているため、建設業に属する中小企業に対しては健全経営を維持するという誘因が他の産業に属する企業との比較において強く働いている、という2つの要因が相乗的に作用した結果と考えられる。

第2に、製造業の場合、建設業とは異なり、小規模企業の比重は70.9%と全産業との比較において10%ポイント方低いなど、比較的規模の大きな中小企業から構成されている。製造業の場合、ある程度の人手や設備が不可欠となっていることがその背景として指摘で

²⁰ 国民生活金融公庫総合研究所「中小企業経営状況」によると、中小企業の株主資本比率は16%でほぼ安定的に推移している。前掲の表5は平均値でみた中小企業の株主資本比率は16%であることを示しており、その意味でCRDデータベースは「中小企業経営状況調査」とも整合的であるといえる。

²¹ この結論は、国民生活金融公庫総合研究所「中小企業経営状況」による。そうした議論の詳細については藪下・武士俣(2002)、第3章を参照のこと。

きよう。その一方で、従業員数 10 人未満の企業の半数以上においては資本勘定の「その他の資本」がマイナスになるなど、零細な製造業企業の財務内容は全産業との比較において脆弱なものとなっている。先に指摘したとおり、「その他の資本」がマイナスということ自体、当該企業は累積赤字あるいは繰越欠損を抱えていることを意味しており、累損は最終的には金融機関からの借入金等で賄われている。そういった事情を反映するかたちで、従業員数 10 人未満の企業を中心として、製造業企業の社債長期借入金比率は全産業のそれを 3～5%ポイント上回っている。

第 3 に、卸・小売、飲食店という企業数において最大のシェア（総務省「事業所・企業統計」ベースで 35%）を有する産業の場合、卸売は全産業平均とほぼ同様の財務構造となっている一方で、小売および飲食店に属する中小企業の場合、「その他の資本」の中央値がマイナスとなるなど、その過半が累損を抱えているという結果が得られた。この傾向は飲食店においてとくに顕著にみられ、従業員数 20 人未満の企業の半数以上が繰越損失を抱えている。いうまでもなく、そうした累損は最終的には金融機関からの長期借入金等により支えられているため、小売・飲食店に属する中小企業の社債長期借入金比率は全産業との比較において 10～15%ポイント方高い。

このほか、小売および飲食店の場合、業務内容を反映して現金決済の取引が多いこともあってか、半数以上の企業においては手形取引の実績がみられないという特徴が見出された。加えて、そういった事情に伴い手許流動性を高め維持する必要がとくにないため、飲食店の場合、現金預金比率は全産業との比較において 2～3%ポイント方低い。

3. 4 上記の特徴を現出させた制度的背景

3. 4. 1 日本の中小企業の財務面での特徴に関する小括

以上のとおり、本稿では CRD データベースに基づき日本の中小企業の経営財務面での特徴を検討してきたが、その結果、次のような事実が確認された。

- ①低い株主資本比率の下、長期借入金を中心として借入金依存度が 6 割ときわめて高い。
- ②従業員数 20 人未満の小規模企業では半数以上の企業が繰越欠損を抱えるなど、財務内容の脆弱性が確認される一方で、同 100 人以上の企業では概ね良好な財務基盤が維持されるなど、企業規模に応じて財務内容は顕著に異なる。
- ③もっとも、従業員数 200 人以上という規模の大きな中小企業でも、資本金の中央値は 5000 万円にとどまるなど、資本金の金額自体、上限（3 億円）を大きく下回っている。
- ④従業員数 20 人以上の企業では原材料の購入や完成品の販売に際し手形取引が広く利用されているが、小規模企業の場合、半数以上の企業が手形を利用していない。
- ⑤長期時系列的にみると、株主資本比率はほぼ安定的に推移しているが、受取手形、売掛金等の企業間信用が縮小する一方で借入金が増大するという動きが確認される。
- ⑥業種的にみた場合、建設業企業の財務内容は相対的に良好であるのに対し、製造業、小

売業および飲食店に属する企業のうち小規模企業の財務内容は全産業平均を下回るほか、累損を抱える先が多い。

こうした特徴的な事実はまだ、われわれに対し、なぜそういった現象が生じたのかという疑問を投げかける。それゆえ、ここでは、この問題について制度論的な観点から検討することにしよう。

3. 4. 2 日本の中小企業の株主資本比率が低い事由

最初は、日本の中小企業の株式資本比率がきわめて低い水準で推移している、あるいは金融機関借入金に対する依存度が非常に高いという問題である。この問題は、結局のところ、資本市場のあり方、銀行の融資姿勢のあり方に帰着する。

例えば、アメリカの場合、銀行からお金を借りることには多くの困難が伴うため、中小企業であっても株主資本比率は4割程度という高水準にある²²。また、経営が順調に推移し、規模が拡大すると、当然のこととして増資が必要となる。その際、不足分については親族や友人、知人に出資を求めるのが一般的な形態となっているが、周辺にしかるべき出資者が見当たらないときには投資銀行が斡旋するという事例も見受けられる。これらの事実は、経営の安定していない中小企業に対する金融機関の融資姿勢は非常に厳しい一方で、未上場の中小企業であっても、オーナー経営者の多くは縁故者による増資引き受けを通じて強固な財務基盤を維持するという資本市場型の発想を有していることを示唆している。

日本の中小企業を取り巻く環境は、まさにアメリカとは対極の位置にあるといっても過言ではない。銀行は中小企業向け融資に積極姿勢で臨んでいるほか、信用度の劣る企業向け融資に対しては政府が各地の信用保証協会を通じて保証を供与したり、政府系金融機関を通じて直接融資が実施されたりしている。地方自治体も、地域経済の活性化を通じた雇用の確保や中小企業金融の円滑化を狙いとして、中小企業向けの制度融資や利子補給を行っている。その一方で、中小企業は資本市場から隔絶された世界にあり、将来性が高く株式公開が可能な企業を除けば、資本市場からの資金調達はおおよそ実行不可能な状況にある。これが日本の現実であり、1990年代後半に実施された日本版ビッグバンという金融改革においても中小企業への資本市場の門戸開放は話題にもならなかった。低株主資本比率問題は中小企業政策のあり方とも密接に絡んでいるが、この点については節を改めて検討することにしよう。

3. 4. 3 中小企業の財務内容に大きな影響を及ぼす中小企業税制

次は、中小企業の財務内容と経営規模との関係にかかわる問題である。先に指摘したよ

²² アメリカの銀行は、規模の大小にかかわらず、預金の安全性維持の観点からリスク回避の姿勢が強く、経営の安定した会社しかお金を貸さない。また、銀行借入にはたとえば売上高在庫比率が30%を超えれば融資を回収するといった財務制限条項(covenants)が付されており、借入に成功したとしても安穩としていられないなど、銀行借入の継続も大変なことになっている。

うに、日本の中小企業の場合、従業員数 20 人未満の小規模企業と 20 人以上の企業との間には経営財務面において顕著な相違がみられる。すなわち、小規模企業の場合、経営基盤が脆弱な企業が多い一方で、規模の拡大とともに経営基盤が安定化する傾向が強く観察されるのである。こうした経営規模格差に起因する財務内容の優劣問題を招来する要因としては種々の事由が挙げられる。ここでは、日本の場合、本来であれば個人事業主形態で営むことが可能な事業であっても、節税目的で有限会社等が設立されるという「法人成り」が小規模企業において広く観察されるという事実に着目のうえ、そういった節税目的の会社設立行動が中小企業の財務内容を歪め、小規模企業を中心として累損が発生するに至っていること、あるいは税制が中小企業の財務内容を歪める方向で機能していることを強調することにしたい。

アメリカの場合、中小企業税制の基本は二重課税の回避にある。そのため、個人事業主、会社という経営形態の如何にかかわらず、損金および事業所得については同じルールに基づき計算のうえ納税することになっているほか、その他の個人所得と合算して課税所得を求める総合課税も広く認められている。このような制度面での取り扱いの衡平性を反映して、日本とは異なり、アメリカでは税金支払回避のために個人事業主が会社を設立するという法人成りは原則、存在しない。実際、アメリカの場合、中小企業総数（従業員 500 人以下の企業および個人事業主）は 2003 年末現在、2370 万社にも達するが、そのうち 4 分の 3 に相当する 1770 万社は被用者ゼロの個人事業主であり、会社形態の中小企業は 600 万社にとどまる。このほか、株式会社であっても、株主が少数の場合、株式会社としての税務申告に代えて、当該課税所得を出資比率で按分し、それを株主の個人所得と合算のうえ課税所得を計算するという構成員課税も利用可能となっている²³。

これに対し、日本の場合、個人事業主と会社とでは税制上の取り扱いが大きく異なりとともに、個人事業形態よりも会社形態のほうが有利になることが多いため、法人成りと称されるように、経営形態として会社が志向される傾向が強い。個人事業主数を直接的に示す統計は存在しないが、国税庁「税務統計」からは間接的にせよ、およその数字が推測できる。青色申告を行っている納税者のうち事業所得者（営業等および農業）を個人事業主とみなすと、その総数は 2001 年申告分で 113 万人となる。一方、中小企業会社数は先に指摘した資本金 1 億円以下の会社数に等しいとすると、250 万社という数字が導かれる。これらの数字をあわせると、個人事業主を合わせた日本の中小企業数は 363 万社、そのうち個人事業主は 45% を占めるという結果が得られる。この数字をアメリカのそれ（75%）と比較すると、日本の場合、3 割方高く、この面からも明らかに法人成りが多数みられることが示唆される。

実際、個人事業として事業を営んだ場合、収入から必要経費を差し引いた額が事業所得となり、そこから税金を支払った金額が利益として社長あるいはオーナー経営者に配分されるため、社長本人に給料を支払ったり、それを必要経費としたりすることは認められて

²³ こうした課税方法は、S-corporation 規定と呼ばれる。

いない（ただし、配偶者等の事業専従者については給与控除が認められている）。一方、会社の場合、社長であっても役員報酬というかたちで会社から給料をもらうことが可能となる（当然のこととして所得税については給与所得控除が受けられる）ほか、会社としても当該金額を経費に計上することができる。加えて、会社になれば、損金の範囲が広がり、家族への給与の支払い、退職金の積み立てや社宅に住むことなども可能となる。

3. 4. 4 留保金課税という日本に独特の税制も株主資本の充実を阻害

加えて、わが国の場合、同族会社の内部留保金（利益積立金）に対して法人税（税率は10～20%）を追加課税するという留保金課税制度が設けられている。この制度は、法人成りの盛行を前提として、オーナー経営者による配当所得課税回避を狙いとした内部留保の過剰な積み上げの抑制（配当の促進）および個人事業者との間での税負担の均衡維持を狙いとして設けられたものである。しかし、その一方で、留保金への課税は株主資本の充実意欲を減殺する方向で作用したり、営業経費の効率的な使用を阻害したりするという意図せざる歪曲効果を有している点にも留意する必要がある。

こうした事情に配慮のうえ、2003年4月から06年3月末までの間、景気低迷にあえぐ中小企業の経営基盤強化を狙いとして、自己資本比率50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）に限り、時限的に留保金課税の適用を停止するという措置が講じられた。その後、期限切れとともに06年4月以降、課税対象となる同族会社の範囲を1株主グループによる株式保有が50%超の企業に変更のうえ、再び留保金課税が行われている。いうまでもなく、中小企業の経営基盤の拡充・強化という観点からすると、留保金に対する課税は不必要な措置であるため、直ちに撤廃することが求められる。

このように日本においては税制上、会社形態で事業を運営するほうが個人事業にとどまるよりもかなり有利となっているほか、利益金の積み上げ意欲を減殺するというかたちで中小企業による株主資本の充実が阻害されている。実際、小規模企業では、資本金の中央値が500万円（したがって、有限会社形態をとる）という従業員数4人以下を中心として、法人成りが広くみられる。そういった法人成り企業においては、会社の損益をゼロもしくは赤字になるよう人件費等の営業経費を支出すれば法人税支払いから免れるというかたちで節税が可能となっているほか、留保金課税も免れることができる²⁴。その一方で、社長に対しては役員報酬として給与がきちんと支払われているため、会社自体が赤字あるいは累損を抱えていたとしても、オーナー経営者である社長の家計は潤沢となる。

ちなみに、国税庁の統計によると、法人税の納税対象となる法人のうち6～7割は赤字法人からなり、そういった企業は法人税を支払っていないという事実が浮かび上がる。ここに日本の企業の99%は中小企業という事実を重ねあわせると、中小企業の6～7割は法人税を支払っていないという結論が得られる。さらに、日本の中小企業の場合、小規模企業が86%を占めるため、それらの事実を総合すると、小規模企業を中心として法人成りが広

²⁴ ただし、法人県民税や法人市民税の均等割については支払義務が残る。

く普及していることが示唆される。

やや話題がそれるが、従業員数 200 人以上という比較的規模の大きな中小企業の資本金が 5000 万円にとどまっていることにも、税制が大きく寄与しているという事実を見逃すわけには行かない。すなわち、日本の法人税制においては中小企業優遇措置が講じられ、資本 1 億円以下の企業を対象として 800 万円以下の所得金額に対する法人税率は現在、22%（800 万円超の部分には基本税率の 30%が適用される）に軽減されている。この税制面での優遇措置を受けるためには資本金を 1 億円以下にとどめる必要があり、そういった税制上の優遇措置適用基準の上限が中小企業による株主資本増強意欲を阻害する方向で作用しているのである。その結果、1999 年の中小企業基本法改正により実施された中小企業の資本金基準の 3 億円への引き上げは有名無実化している、あるいは省庁間での中小企業政策にかかわる整合性が意識されていない結果といっても過言ではない²⁵。

3. 4. 5 オーナー経営者の家計と会社財務との一体性

こうした事実を金融機関も十分理解しており、社長の個人保証あるいは社長の個人財産に抵当権を設定のうえ赤字企業に資金を提供しているのである。このように日本の場合、個人事業主と会社との間での税制上の取り扱いの相違が小規模企業の経営者に対して赤字決算（ゼロ決算を含む）が有利となるよう誘因づけており、その結果、小規模企業の多くにおいては赤字決算や累損の計上が恒常化するに至っていると結論づけられる。業種別にみた場合、日本の中小企業においては小売、飲食店という 2 つの業種に属する小規模企業の財務状況がとくに脆弱となっていることを指摘したが、その事実こそ、小売、飲食店においては節税目的の法人成りが顕著にみられることを示唆している。

それはまた、小規模企業の場合、オーナー経営者と会社との間での業務、経理、資産所有等については大企業のように明確に区分・分離されておらず、実質一体となっていることを意味している。金融庁では、こうした日本の小規模企業に特徴的な経営財務状況を考慮のうえ、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を策定し、小規模企業の債務者区分に際しては、代表者の収入状況や資産保有を加味した実態的な財務内容に基づき検討することを金融機関に求めている。いうまでもなく、会社の経営財務経理とオーナー経営者の家計とが一体性を維持できるのは、会社の経営財務状況を関係者以外の第三者に対して開示する必要がとくにないからである。

しかし、従業員数が 10 人を超えると、税理士に加えて社会保険労務士に社会保険料の計算を依頼する必要があるほか、労働時間や賃金といった労働条件や服務規律などを文

²⁵ むしろ、1999 年における資本金基準の引き上げは、中小企業金融公庫から融資を受けている優良中小企業が業容の拡大とともに融資基準を満たさなくなる事態の発生に備えた予防的な措置であった公算が高い。ちなみに、同庫の場合、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）については従業員 900 人以下の企業、旅館業は従業員 200 人以下の企業、ソフトウェア業・情報処理サービス業は従業員 300 人以下の企業への融資が可能となるなど、従業員基準が特例的に引き上げられている。

書にして具体的に定めた就業規則の作成と所轄の労働基準監督署への届出が義務づけられるなど、きちんとしたルールに基づいた会社経営の実施が求められる²⁶。加えて、従業員数の増大とともに賃金の支払負担が重くなるほか、従業員によるオーナー経営者の行動に対する監視の目も強まるため、会社経営の透明性、公正性が漸次高まるとともに、オーナー経営者の家計と会社経営との一体性も希薄化していくことになる。

こうした制度的な取り扱いを背景として、従業員数が拡大するにつれ、会社財務のオーナー経営者家計からの独立性が高まる。そうした傾向は、株主資本比率の中央値が従業員数 10～19 人で初めて 2 桁台に乗るなど、従業員数が 10 人を越えたころからみられ、20 人前後に達した段階で顕著に現われる。それが税制と相まって従業員数 20 人未満の小規模企業と 20 人以上との企業との間における財務面での相違を醸成したと考えられるのである。

3. 4. 6 企業間信用縮小の背景

第 3 には、企業間信用にかかわる問題である。先に指摘したように、従業員数 20 人以上の企業では原材料の購入や完成品の販売に際し手形取引が広く利用されているが、同 20 人未満の小規模企業の場合、半数以上の企業が手形を利用していない。また、長期時系列的にみた場合、受取手形、売掛金等の企業間信用が縮小する一方で借入金が増大するという動きが確認される。こうしたファクトファイディングのなかでもとくに注目に値するのは、受取手形、売掛金等の企業間信用が縮小する一方で借入金が増大したという事実である。受取手形は通常、買い手となった企業から代金支払いのために振り出され、売り手企業においては代金の早期回収のために取引金融機関において割引引かれて現金化されるか、期日まで保有されることになる。そのため、貸借対照表上に記載された受取手形の金額だけでは何ともいえない。

しかし、小規模企業の主たる取引金融機関である信用金庫の融資残高の供与形態別内訳をみると、1980 年末時点では割引手形が 19.3%を占めていたが、2001 年末になるとその比率は 4.8%にまで低下した一方で、長期貸出に利用される証書貸付の比率は 1980 年末の 52.0%から 2001 年末には 75.4%にまで大きく上昇している。この事実から推測すると、手形取引そのものが減少するなかで手形を割り引いて現金化することが次第に困難化し、その代替手段として証書貸付による長期借入が増大するに至ったといえるのではなかろうか。いずれにしても、企業間信用の縮小と長期貸付の増大とはコインの表と裏との関係にあり、製造業中小企業を中心として、製品の主たる納入先である大企業が手形振り出しに随伴するコスト負担の削減を狙いとして一括支払手形制度等を採用する一方で、製品の納入から資金決済までの期間については従来どおりとしたことから、その分だけ中小企業の資金繰りが窮屈化し、その穴埋めのために長期資金が取り入れられたと解釈できる。

²⁶ 労働基準法は、常時 10 人以上の労働者を使用している事業場に対して、就業規則を作成し、労働組合または労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて、所轄の労働基準監督署長に届け出ることを義務づけている。

このように考えると、近年における中小企業の借入依存度の上昇は、中小企業に固有の要因を背景としたものというよりも、むしろ取引先となった大企業のコスト削減行動の副産物として生じたものと捉えるのが適切と判断される。仮にこの推論が正しければ、中小企業金融円滑化のための手段は、現在実施されている措置とはかなり異なったものとなる可能性が高い。というのも、これまで採用されてきた措置のほとんどは、都道府県・市町村が創設した制度融資に基づく中小企業による金利コスト負担の軽減、政府系金融機関による低利融資や無担保・無保証融資の実行からなるなど、対症療法的な措置にとどまっているからである。

その一方で、近年、証券化の仕組みを利用した無担保融資、売掛債権担保融資保証制度やABL（Asset Based Lending、動産・債権等を担保とする融資）などといった新しい取り組みも活発化しつつあるほか、電子債権の導入が検討されている。中小企業金融といえども、金融の自由化、グローバル化、情報化という流れから無縁というわけにはいかない。そうした流れをうまく活用して金融の円滑化を促進するのが筋であり、そうした観点から種々の施策を検討・実施することが従来以上に重要となっている。

もともと、そういった場合でも、「白地に絵を描く」ということができないので、日本の中小企業金融に固有の事情を踏まえたうえで改善策を策定・実施していくことが求められるといえよう。ちなみに、売掛債権担保融資保証制度は2001年12月に導入され、05年12月末までの4年間の累計で9525億円が実行されている。多分、これに対しては僅少という評価が相当と判断される。理由は単純であり、譲渡禁止特約の解除など制度運営の鍵を握る問題が完全に解消されていないからである。

いずれにしても、この事実は中小企業の金融円滑化のための措置を検討するに際しては、現状を仔細に検討のうえ何がボトルネックとなっているか十分に分析にうえ、しかるべき方策を考案することに重要性を示唆している。それゆえ、次節では、こうした観点のうえに立って、中小企業政策のあり方を再検討するとともに、ありうべき政策を提言することにした。

4. 中小企業金融活性化のための政策提案

4. 1 中小企業金融活性化のための基本的な視点

日本の中小企業政策のあり方を規定する中小企業基本法は1999年、21世紀を見据えた政策体系の抜本的な再構築や、今後における政策展開基軸の明確化を狙いとして大幅に改正された。実際、それまでの間、中小企業については画一的に弱者として捉え、大企業との賃金格差、生産性格差などといった格差の是正が究極の目標とされていた。その意味で、日本の中小企業政策は長年の間、「脱中小企業」を目指していたといえることができる。

これに対し、99年の改正では、弱者という捉え方を排するとともに多様で活力ある中小

企業こそが日本経済の発展と活力の源泉であると位置づけたうえで、中小企業の自助努力を正面から支援することが掲げられるなど、政策目標の大胆な転換が図られた。それとともに、重点施策も中小企業構造の高度化を通じたスケールメリットの追求に代えて、資金・人材・技術・情報等の経営基盤整備に対する支援強化、創業・経営革新等の前向きな事業活動者への支援や金融危機等に備えたセーフティネットの整備へと移行した。金融についても、間接金融中心から直接金融も視野に入れたものを活用することが謳われている。

こうした中小企業の位置づけの変更や政策転換について、異論はまったくない。経済学の論理にしたがうと、手厚く保護すればするほど、保護対象となった経済主体は現状に甘んじて挑戦意欲が削がれるなど、弊害が発生するおそれが強いからである。それゆえ、改正中小企業基本法の下にあっては、競争と革新を通じた中小企業の成長と発展をどのようなかたちで支援していくかが中小企業政策上の重要な課題となる。

もっとも、ここ数年間に打ち出された中小企業金融に関連する施策をみると、売掛債権担保融資保証制度の創設（2001年度）、民間金融機関等による中小企業向け無担保融資促進を狙いとした中小企業金融公庫による証券化支援業務（04年度）という新しい動きも散見されるが、その大半は政府系金融機関の融資業務に関連するものにより占められている。実際、2004年度には、①経営者の本人保証をとらない制度の創設（中小企業金融公庫および商工組合中央金庫）、②新規開業時に無担保・無保証・本人保証なしで融資を受けられる新創業融資制度の融資限度額の引上げ（国民生活金融公庫）、③第三者保証人を免除する特例措置の拡充（国民生活金融公庫）といった措置が実施に移された。

このように、政府が改正中小企業基本法の施行以降に打ち出した施策の多くは、政策体系の抜本的な再構築という掛け声とは裏腹に対症療法的な色彩が強く、その意味で旧来の発想から脱却できていないといわざるを得ない。中小企業基本法改正の理念にあるように、競争を通じて中小企業の自助努力を促すのであれば、旧来の中小企業は弱者であるという発想のうえに立って構築された制度的枠組みの抜本的な見直しが必要と思われる。その際、重要となるのは、本稿で指摘したような日本の中小企業金融の構造的な特徴とそれを醸成した制度的要因についての理解である。以下では、そういった観点のうえに立って、改めて中小企業金融政策のあり方を検討するとともに政策展開の方向を示すことにしたい。

4. 2 株主資本充実のための提言

最初に確認しておかなければならないのは、日本の中小企業の場合、株主資本比率がきわめて低い、あるいは株主資本不足の状況にあるということであり、すべての問題の淵源はここに存するといっても過言ではない。その結果、大企業との比較において、一時的な要因によって債務超過の状態に陥りやすくなっている。

加えて、滝本（2004）は、同じくCRDデータベースを利用した分析結果に基づき、日本の中小企業の経営面での特色として、リストラの余地が小さい一方で売上高が業績に直結するなど、売上高が圧倒的な重要性を有していると指摘している。一時的に債務超過に

陥ったとしても、売上高が増加すれば業績は瞬く間に回復するほか、株主資本比率が低いだけに債務超過も自然と解消されるからである。その意味で、日本の中小企業においては、いかに売り上げを伸ばせるかが最大の経営課題になっており、金融機関による融資の審査に際しては、足許の財務状況に加え、当該企業が有する商品開発力や顧客基盤の優劣など、いわゆる「稼ぐ力」を見極めることがきわめて重要となっていると主張される。

公共政策という視点に立った場合、そういった中小企業の経営財務面での特色のなかでもとくに重視する必要があるのは、前者の株主資本不足である。それゆえ、本稿では、中小企業における株主資本の充実を政策展開面での基軸に据えたうえで、中小企業活性化のための具体的な政策提案を行うことにした。その際、重要となるのは資本市場の活用であり、これに成功すれば経営基盤も磐石となる一方で間接金融への過度の依存を解消できるなど、21世紀にふさわしい活力溢れる中小企業の構築が期待される。

そうした状況下、株主資本充実のための施策として、次の3点を提案したい。

- ①金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改訂し、代表者等との一体性を加味した債務者区分の実施を取り止める。なお、この提案の実施に際しては、3～5年程度の経過期間を設けることとする。
- ②中小企業に対する法人税の軽減税率の適用基準を見直し、資本金1億円以下を従業員数300人以下（ただし、資本金3億円以上の企業は対象としない）に変更する。
- ③中小企業による新株式の発行が容易となるよう環境を整備する。

以下では、そうした提案の趣旨と背景について簡単に説明する。

4. 2. 1 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂

最初は、株主資本充実策としての金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂である。この提案に対しては怪訝な顔をされる向きも多いと思われるので、その背景について詳しく説明することにしよう。

日本の中小企業の場合、株式公開を夢見るベンチャー企業を除けば、増資新株を発行して経営基盤の充実を図ろうという誘因がないほか、中小企業の経営者に株主資本の充実を促すメカニズムも存在していない。そうであるがゆえに、中小企業の株主資本比率はほぼ一貫して10～15%前後という低い水準で推移してきたといえる。このように日本の中小企業に対しては、長年にわたって、その株主資本の充実を促す術は何ら存在しなかったが、近年、風穴が開き、株主資本の充実を誘因づけることが可能となった。それをもたらしたのが、実は1999年4月に導入された金融検査マニュアルあるいは金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（2002年6月制定）なのである。

周知のように、金融機関に対しては、預金者からの負託に応えるべく資産の安全確実な運用が求められる。そして、止むを得ない事由で資産の価値が低下したときには、貸倒引当金の繰り入れあるいは評価損の計上により当該資産の価値を実勢水準にまで引き下げて、

経営の健全性を維持する必要がある²⁷。この資産価値の引き下げについては不良債権償却証明制度の下、長年にわたって大蔵省金融検査部が認定権限を有していたが、1997年7月には同制度が廃止され、98年3月期決算以降、金融機関自らが資産の健全性を判断し、その結果の妥当性を外部監査人が監査するという自己査定制度へと移行した。それとともに金融検査のあり方も見直され、現在では自己査定および貸倒引当金の積み立てが適正に実施されているか否かを調査・査定のうえ、適切性に疑義が生じた場合には自己査定の見直しおよび貸倒引当金の積み増しなど、厳正な処理の実施が求められることになった。

4. 2. 1. 1 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕作成の背景

自己査定に際し貸出債権等の健全性あるいは回収可能性を判断する基準となっているのが、金融庁が1999年4月に金融機関検査に従事する検査員向けに定めた金融検査マニュアルである。検査では、検査マニュアルにしたがって検査対象となった金融機関による自己査定状況の妥当性、適切性が確認される。そのため、個々の金融機関においては金融検査マニュアルに準拠した自己査定基準が作成されるとともに当該基準にしたがって資産の自己査定が行われ、必要と判断された場合には貸倒引当金の繰り入れが実施される。

この金融検査マニュアルに対しては、大企業取引を念頭において作成されたという事情もあって、中小・零細企業向け貸出に機械的に適用するのは問題であるという批判が寄せられた。これを受け、金融庁が中小・零細企業等を債務者区分する際の留意点を取りまとめ、2002年6月に公表したのが金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕である。なお、債務者区分とは借り手の財務状況、資金繰り、収益力等を基準としてその返済能力を判断のうえ、あらかじめ定められた債務者の状況を示す4つの区分のいずれに属するかを判断することをいう²⁸。次いで、当該債務者区分にしたがって、担保や保証の状況を勘案のうえ資産査定が行われ、回収可能性に疑義がある債権については所要の貸倒引当金の繰り入れが求められる。

そうした事情もあって、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕では、「中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業の特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を行うことは適当でない」としたうえで、検査員に対しては「金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、債務者の経営実態を総合的に勘案して債務者区分の判断を行うこと」を求めている。とりわけ、中小・零細企業等の場合、企業の財務とオーナー経営者の家計との関係は実質一体となっている場合が多いため、その債務者区分を判断するに際しては、例えば代表者等からの借入金については当該企業の株主資本に加算するなど、代表者等の家計との一体性を加味した実態的な財務内容を基準と

²⁷ 当然のこととして、その場合、貸倒引当金繰入額や評価損は損金に計上されるため、金融機関収益に対し減益要因として作用する。

²⁸ 自己査定に際し、債務者は正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先という5つの債務者区分のいずれかに分類される。

する必要があるとされている。

4. 2. 1. 2 一体性を加味した債務者区分は取り止めるべき

やや説明が長くなったが、この金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の内容は中小企業経営者においても広く知られており、彼らもそれを踏まえて金融機関との融資交渉に臨んでいる。別冊において代表者等の家計との一体性を加味した実態的な財務内容を基準とした債務者区分の実施が強調されるようになったのは、自己査定への移行を契機として債務者区分と貸倒引当金の繰り入れとが連動するようになったからである。不良債権償却証明制度の下では、和議や会社更生法の申請などを行い、事実上経営破綻した企業向け融資に対してのみ、将来の損失発生に備えた貸倒引当金の繰り入れが求められた。

これに対し、自己査定制度では、借入金の返済状況にとどまらず、借り手企業の経営財務状況が劣る場合には当該企業は要注意先に分類され、貸倒引当金の繰り入れを行わなければならないため、そういった問題を抱える企業向け融資については金融機関としても慎重にならざるを得ない。このようにして金融機関の融資姿勢が慎重化すると、中小企業においては資金供給が細って資金繰りに齟齬を来たして破綻するおそれが高まる。そうした事態の発生回避を狙いとして中小企業団体からは是正を求める声が高まり、それを受け、金融庁では金融機関による機械的な対応の抑制を狙いとして金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表するに至ったのである。そうした事情もあって別冊は、誤解を恐れずにいうと、中小・零細企業向け融資にかかわる債務者区分が本編で述べられた原則と比較して甘めになるよう検証することを検査員に求めているといえることができる。

本題である中小企業の過小資本との関連で問題となるのは、税法と金融検査マニュアルとではオーナー経営者の家計と中小企業の財務との統合の仕方に大きな相違があるという点である。すなわち、税法ではオーナー経営者の家計と中小企業の財務とは完全に分離して課税所得が計算されるのに対し、金融検査マニュアル別冊では代表者等の家計との一体性を加味した実態的な財務内容を基準とした自己査定の実施が提唱されているのである。換言すると、日本の中小企業の場合、オーナー経営者による「いいとこ取り」が制度的に許容されているのである。そうであるがゆえに、オーナー経営者においては会社の株主資本を充実させるという誘因が一切働かないのである。

一部には、2007年3月末（先進的手法を採用した銀行については2008年3月末）に導入される新しい自己資本比率規制（いわゆるバーゼルⅡ）においては信用リスクの算定に際しリスク感応的な仕組みが採用され、リスクが高いほどより多くの自己資本の保有が求められる扱いに変更されるため、これを契機として財務内容が脆弱な中小企業の多くは経営の健全化や自己資本の充実を促されるという主張が聞かれる。論理的に考えた場合、確かにそうである。しかし、日本の場合、一体性を加味した債務者区分の実施が仇となって、むしろ逆方向に作用するおそれも否定できない。すなわち、バーゼルⅡに基づく新しい自己資本比率規制では、現金および自行預金などの適格金融資産が担保として供されている

場合、信用リスクの計算に際し当該担保金額を信用リスク額から控除できることになった。そうした状況下、一体性を加味した債務者区分の下にあっては、オーナー経営者名義の預金に担保権を設定すれば当該預金は貸付金と相殺されるため、信用リスク相当額を減じる方向で作用すると考えられるからである²⁹。

こうした事態を打破して中小・零細企業の株主資本を向上させるには、金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改訂し、代表者等との一体性を加味した債務者区分の実施を取り止めるとともに、借り手となった中小・零細企業の経営の健全性を判断するうえでの基準として例えば株主資本比率 20%といった数値基準を導入すれば、中小・零細企業による株主資本充実に向けた動きが高まると判断される。なお、株主資本比率の算定に際しては、劣後特約のある劣後債務を株主資本に含めることとするほか、実施に際しては、激変緩和のため、3～5年程度の経過期間を設けることとする。

この施策の実現可能性に対しては、疑問が投げかけられるかもしれない。しかし、オーナー経営者による「いいとこ取り」が許容されている限り、事態はなんら改善しないのも事実である。所有と経営を分離し、有限責任の下で新たな仕事に挑戦するための組織的受け皿であるという会社設立の趣旨を踏まえると、中小企業のオーナー経営者に対しては十分な株主資本の拠出が求められる。その場合、一体性を加味した実態的な財務内容の判断に際し考慮されたオーナー経営者の個人資産等を出資あるいは劣後債務の引き受けというかたちで充当すれば、十分対応可能と考えられる。その意味において、オーナー経営者が会社設立の趣旨に沿って運用資産の再配分を行えば、中小企業の株主資本比率は自ずと向上することが期待される。

仮に代表者等との一体性を加味した債務者区分の実施が取り止められないとした場合には、アメリカと同様の方向に税法を改正し、個人事業主、会社という経営形態の如何にかかわらず、損金および事業所得の算定に対しては同じルールを適用することも検討に値しよう。そもそも日本の場合、法人成りの盛行が端的に物語るように税法上、個人事業形態よりも会社形態で事業を営むことが有利となっており、こうした制度面での取り扱いが経営者の個人財産と会社財産との区分を曖昧なものとし、結果として経営者の家計と会社財産との一体評価を促していると考えられるからである。

4. 2. 1. 3 DDSで劣後ローンに転換された債権を資本とみなすべきではない

この間、株主資本比率がきわめて低いという財務実態を踏まえ、金融庁では 2003 年 1 月の金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂において、要注意先向けの擬似エクイティ的な融資については、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が一体として実

²⁹ 現在の自己資本比率規制の下では、貸出にかかわるリスクウェイトは一律 100%となっているほか預金等との相殺も認められていないため、オーナー経営者の預金に担保権を設定するという動きは広がっていない。しかし、バーゼルⅡの適用開始とともに預金による信用リスクの削減が認められた暁には、そういった動きが台頭する可能性が否定できない。

施されることを前提として、デットデットスワップ（DDS）を通じて資本的劣後ローンに転換された債権は当該債務者の資本とみなすことができる（したがって、債務者区分に基づく資産査定の対象外となる）とした。この点に関連して日本商工会議所は、中小企業金融円滑化のためにも、DDSの対象となった長期借入金にとどまらず、「実態として擬似エクイティと判断できる部分については自己資本とみなすことができるようにすべきである」と金融庁あてに提出したパブリックコメントのなかで主張している。

しかし、そういった金融庁や日本商工会議所の考え方には首肯できない。擬似エクイティ的な融資、資本的劣後ローンという形態の如何を問わず、そういった融資の原資は、銀行等の金融機関は安全確実に資金を運用するという信頼に基づいて預金者が預けた資金である。このような融資の性格を踏まえて考えると、少なくとも要注意先という資金の回収について通常想定される以上のリスク負担が求められる貸付債権の回収可能性をさらに劣後させる契約を金融機関が締結すること自体、経営改善計画が合理的であったとしても、預金者利益の維持・向上という観点からは許容できないからである。その一方で、オーナー経営者や親族からの融資については、本来的に擬似エクイティの性格を有しているため、DDSを通じて資本的劣後ローンに転換のうえ資本に組み入れるのが相当と思われる。

4. 2. 2 中小企業による増資および私募債発行円滑化に向けた環境の整備

話を株主資本充実策に戻そう。ひとくちに株主資本の充実といっても、多種多様な中小企業の存在を前提とすれば、企業規模に対応した施策の実施が重要となる。従業員数 20 人以下の小規模企業の場合、金融検査マニュアル別冊の改訂で十分であろう。しかし、20 人超の企業に対しては、さらなる株主資本充実策の追加を検討する必要がある。この辺りの企業になると、営業規模もかなり大きくなり、オーナー経営者やその縁故者による出資だけでは株主資本の充実が可能とは必ずしもいえないからである。

アメリカの場合でも、経営規模の拡大を目指す中小企業は、当然のこととして、増資が必要となる。その際には、オーナー経営者が出資し、不足分については親族や友人、知人に投資を求めるのが一般的となっている。ただし、そういった出資者は通常、オーナー経営者を信頼し、経営には口を出さない。周辺にしかるべき出資者が見つからないときには、投資銀行が斡旋するという事例も結構あるようだ。そして、万が一経営に失敗した場合、オーナー経営者は財産すべてをなくすほか、知人にも迷惑をかけることになる。そうした事態に至らないようオーナー経営者は一生懸命努力することを求められ、これが彼らの行動を規律づけているということができる。

それゆえ、日本においても、証券会社が中小企業による株式の募集あるいは売り出しを手助けすることが期待される。その一方で、日本の証券会社の場合、店舗ネットワークが十分ではないため、中小企業からの増資ニーズにきめ細かく対応するのは容易ではないと判断される。そういったボトルネックについては、地域に根を張る銀行、信用金庫等の金

融機関が証券会社の委託を受けて証券仲介業を営み、「有価証券の募集、もしくは売出しの取り扱い」を行えば解消される³⁰。

このほか、中小企業による少人数私募債の利用促進についても提唱することにした。少人数私募債とは私募債の一種であり、証券会社の窓口を通じて広く募集される公募債とは異なり、特定少数の人を対象に発行会社が直接発行するところに特徴がある。加えて、発行額が1億円未満の場合、有価証券届出書等の作成が不要となるなど、発行事務手続きも簡便となっている。その一方で、勧誘を受ける人は49名以下に限定されているほか、銀行等のプロの投資家による引き受けは禁止されている。資金提供者は自己責任で投資するか否かを判断し、うまく行けば2～4%の利息が期待できる。発行を希望する企業においてはきちんとした業務計画の策定などを通じて経営規律の向上が期待されるなど、少人数私募債はまさに21世紀の時代にふさわしい金融商品である。

しかし、中小企業による少人数私募債発行の動きはさほど活発化していない。50人近い社債の引き受け手を独自に見つけること自体、容易ではないからである。それゆえ、銀行や証券会社に対しては、この問題解消に向けて知恵を絞ることが期待される。すなわち、銀行や証券会社が顧客企業と高利での運用を希望する人たちとの間に立って、少人数私募債の発行を手助けすれば、少人数私募債の発行は増大する。発行会社からみた場合、当然のこととして、社債の利率は貸出金利並みあるいはそれを下回るのが望ましい。それゆえ、コスト引き下げのためにも、中小企業向け制度融資を運営する都道府県や市町村に対しては、銀行融資と同様に、少人数私募債についても利子補給の対象とすることが求められる。

4. 2. 3 中小企業優遇税制の適用範囲およびキャピタルゲイン課税の見直し

その一方で、従業員数200人以上の比較的規模の大きな中小企業の場合、資本金を1億円以上に増額すると、軽減税率の適用対象外となって税制上の恩典を享受できなくなるため、1億円を超えて増資をしようという誘因が働かない。多分、これが先に指摘したように、規模の大きな中小企業による株主資本充実に向けた動きを阻害している最大の制度的要因と考えられる。もっとも、この問題の解消は簡単であり、中小企業に対する軽減税率の適用基準を資本金基準から従業員基準に変更のうえ、例えば300人以下に限定するといった方策を実施するだけで十分である。

いうまでもなく、ここでいう従業員基準とは中小企業基本法において規定された中小企業を定義する際に利用される従業員基準のことをいう。したがって、この変更は中小企業の経営には何ら影響を及ぼさないと考えられる。ただし、中小企業優遇税制の適用基準を従業員基準に変更すると、持株会社やインターネット関連企業のように「雇用は少ないが資本金は大きい企業」が中小企業として優遇税制の恩典を新たに受けられることになる。そうした可能性を排除するため、適用基準変更に際しては、「資本金3億円以下に限る」という但し書きを付加することが求められる。

³⁰ 金融機関による証券仲介業については、2004年12月に解禁された。

また、家計による中小企業が発行する株式や私募債の購入を促すためにも、万が一損失が発生した際には株式の売却益などの金融所得にとどまらず、給与所得などの損益通算を認めるよう税制改正を行うべきである。資本市場の活性化を図るに際しては、先んじてリスクをとろうとする投資家の登場を促す必要があるからである。

4. 3 中小企業振興策の対象範囲の絞り込み

日本の中小企業は企業規模や業種という点において多種多様な企業からなるが、その8割は従業員数20人以下の小規模企業であり、雇用者数の3割がそうした小規模企業において職を得ている。その一方で、従業員数100人以上の会社は中小企業といえども立派な会社であり、その多くは経営も安定している。このように中小企業の経営財務内容が多様化しているにもかかわらず、あえて中小企業という範疇で一括りにしてその振興策を検討・実施するという自体、旧来の中小企業は弱者であるという発想から脱却できていないことを端的に示している。「競争を通じて中小企業の自助努力を促す」という改正中小企業基本法の理念実現のためにも、総花的な施策ではなく、対象範囲を絞り込んだ振興策の実施が求められる。

中小企業金融の分野に焦点を絞ると、これまでの間、政府系金融機関が、3機関合計で中小企業による借入残高の1割を占めるなど、重要な役割を果たしてきたことは紛れもない事実である。その一方で、政府系金融機関運営の基本は民業補完であるが、官業による民業圧迫という批判も時として聞かれる。それゆえ、政府系金融機関のあり方については、日本版ビッグバンという金融改革の趣旨および民業補完の原則を踏まえて検討する必要がある。政府が2006年春に公表した政府系金融機関の改革措置の場合、中小企業金融に特化した3機関については、商工組合中央金庫の民営化および国民生活金融公庫と中小企業金融公庫の統合が提案されている。この改革提案は首肯しうるが、ここではさらにもう一歩進めて、国民生活金融公庫と中小企業金融公庫との統合機関による融資業務の絞り込みを提案したい。

その際、とくに問題となるのは中小企業金融公庫がこれまで担ってきた設備資金の供給である。中小企業金融公庫では、民間の銀行等が供給できない長期固定の資金供給が中小企業による設備投資の実行を支えているとしている。しかし、実際に同庫の融資対象となっている借り手企業の平均的な姿は資本金47百万円、従業員数74人、借入金額80百万円（1社1借入当たりの平均値）である³¹。また、業種別にみた場合、製造業向けが49%（2005年3月末）とほぼ過半を占めている。ちなみに、2001年調査の総務省「事業所・企業統計」によると、製造業企業のうち従業者数50人以上の会社は25千社、全体の8%に過ぎない。加えて、CRDデータベースによると、従業員数50～99人の製造業企業の資本金の中央値は30百万円、社債長期借入金の中央値は395百万円となっている。これらの計数から判断

³¹ 中小企業金融公庫「平成16年度決算説明資料」
（<http://www.jasme.go.jp/jpn/investor/pdf/kessan16.pdf>）による。

すると、同庫の融資先企業は経営が安定した規模の大きな中小企業から構成されるといっても過言ではない³²。

いうまでもなく、そうした範疇に属する中小企業はきわめて少ないほか、銀行等の民間金融機関もそういった優良企業向け融資については積極姿勢で臨んでいる。中小企業による資本市場調達の拡大、官業の民業補完の原則を考慮すると、統合により新しく誕生する政府金融機関においては、そういった規模の大きな優良中小企業向け融資の分野から撤退し、民間金融機関だけでは供給が困難な零細企業向けの融資に特化することを提案したい。

都道府県、市町村に対しても、同様の提案をしたい。都道府県等では、地域産業の成長・発展や地域振興を狙いとして各種の中小企業振興策を実行しているが、そういった措置の中核を占めるのが制度融資や利子補給である。しかし、制度融資等の条件を仔細にみると、例えば京都府の場合、「金融機関や信用保証協会による審査があり、御希望に添えない場合がある」とされるなど、貸付利率を除けば民間金融機関による融資と大差はない。官により民業補完という趣旨に照らすと、直接融資から撤退するとともに、対象企業を絞り込んだうえで支援措置については利子補給に限定するのが適切と考えられるからである。

5. おわりに

以上のとおり、本稿では、CRD協会が管理している中小企業の経営・財務データベース（CRDデータベース）を用いて日本の中小企業の平均的な姿や財務構造面での特色を浮かび上がらせるとともに、そういった特色が生成されるに至った背景について検討した後、21世紀の時代にふさわしい中小企業政策のあり方について若干の提言を行ってきた。その結果、日本の中小企業や財務構造に関しては、次のような特色が得られた。

すなわち、CRDデータベースに基づき日本の中小企業の平均的な姿について中央値を基準として捉えると、従業員数6人、売上高1億25百万円（一人当たりの売上高は20百万円）、総資産残高84百万円、資本金10百万円ということが初めて確認された。それゆえ、日本の中小企業は通常考えられているよりもはるかに規模が小さい、あるいは零細企業がきわめて多いと結論づけられる。業種的にみた場合、鉱業および運輸・通信業は企業規模が大きい反面、金融・保険、不動産、飲食店、サービスという4業種の規模はとくに小さく、その売上高（中央値）は全産業計の3～7割の水準にとどまっている。この間、中央値からみた製造業の平均的な規模は従業員数9人、売上高1億37百万円と全産業を幾分上

³² 中小企業金融公庫は2007年度以降、四半期決算の定期的な報告を条件に経営者の個人保証を必要としない融資制度を新たに導入することを検討中と伝えられている。このこと自体、間接的ながらも、同庫の融資先企業には四半期決算の作成が可能な規模の大きな中小企業が多数含まれていることを示唆している。いうまでもなく、仮にこの制度が導入されたとしても、日本の中小企業の8割を占める従業員数20人未満の企業は、四半期決算の作成が困難なため、利用不可能な状況にあるといっても過言ではない。

回っているが、一人当たり売上高（15 百万円）は逆に下回っている。

そして、日本の中小企業の経営財務面での特徴としては、次のような事実が確認された。第 1 に、株主資本比率がきわめて低い（中央値は 11%）ため、長期借入金を中心として借入金への依存度が 6 割ときわめて高い。第 2 に、従業員数 20 人未満の小規模企業は半数以上の企業が繰越欠損を抱えるというように財務内容が脆弱な一方、同 100 人以上では概ね良好な財務基盤が維持されるなど、企業規模に応じて財務内容は顕著に異なる。第 3 に、従業員数 200 人以上という規模の大きな中小企業でも、資本金の中央値は 5000 万円にとどまるなど、資本金の金額自体、上限（3 億円）を大きく下回っている。第 4 に、従業員数 20 人以上の企業では原材料の購入や完成品の販売に際し手形取引が広く利用されているが、小規模企業の場合、半数以上の企業が手形を利用していない。

第 5 に、長期時系列的にみると、株主資本比率はほぼ安定的に推移しているが、受取手形、売掛金等の企業間信用が縮小する一方で借入金が増大するという動きが確認される。第 6 に、業種的にみた場合、建設業企業の財務内容は相対的に良好であるのに対し、製造業、小売業および飲食店に属する企業のうち小規模企業の財務内容は全産業平均を下回るほか、累損を抱える先が多い。

公共政策的な視点に立って考えると、そういった中小企業の経営財務面での特色のなかでもとくに重視する必要があるのは株主資本不足であり、ここにすべての中小企業経営の問題は帰着するといっても過言ではない。それゆえ、中小企業活性化のためには株主資本の充実が何に増しても重要であり、資本充実のための施策として次の 3 点を提案したい。すなわち、第 1 に、金融庁「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改訂し、代表者等との一体性を加味した債務者区分の実施を取り止める。第 2 に、中小企業に対する法人税の軽減税率の適用基準を見直し、資本金 1 億円以下を従業員数 300 人以下に変更する（資本金 3 億円以上の企業は対象としない）。第 3 に、中小企業による新株式の発行が容易となるよう環境を整備する。このほか、政府系金融機関や都道府県による制度融資等についても、対象範囲を真に金融面での支援が必要な中小企業に限定することが求められる。

1999 年に改正された中小企業基本法は、競争を通じて中小企業の自助努力を促すことを理念としている。そういった発想のうえに立って中小企業金融政策を展開し、21 世紀にふさわしい活力溢れる中小企業とするためにも、上記のような施策の実施が期待される。その一方で、日本の中小企業金融の実際を明らかにするうえでさらに検討を要する課題も少なくない。例えば、都道府県信用保証協会による保証付き融資と保証なし融資との間では、借り手中小企業の経営財務内容に相違があるのか否か、仮にあったとした場合、どのように異なるのかとか、赤字企業や債務超過企業の経営財務内容は一体、どのようになっているのかといった問題が挙げられる。これらの問題についても今後、CRD データベースを用いて検討することにしたい。

以 上

<参考文献>

アトキンソン、デービッド 「人員・店舗を増やせ」日本経済新聞『経済教室』、2006年9月15日。

植田浩史 『現代日本の中小企業』、岩波書店、2004年。

黄 完晟 『日米中小企業の比較研究』、税務経理協会、2002年。

忽那憲治 『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス』、東洋経済新報社、1997年。

齊藤 正 『戦後日本の中小企業金融』、ミネルヴァ書房、2003年。

滝本哲哉 「CRD財務データからみた中小企業の実態」、『週刊エコノミスト』2004年5月18日号、毎日新聞社。

中小企業信用リスク情報データベース運営協議会 『CRDデータの分析に基づいた中小企業経営実態報告書』、2003年9月。

中小企業庁 『中小企業の財務指標』(概要版)、2005年。

中小企業庁編、中小企業診断協会発行 『中小企業の財務指標』、同友館、2005年。

村本 孜 『リレーションシップ・バンキングと金融システム』、東洋経済新報社、2005年。

藪下史郎・武士俣友生編著 『中小企業金融入門』、東洋経済新報社、2002年。

表1 業種および従業員数からみた日本の中小企業の姿(2001年)

(単位:社、%)

	会社数		従業員数(人)						
		構成比	0~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~299	300~
農林漁業	9,785	0.6	4,700	2,328	1,617	858	189	88	5
鉱業	2,134	0.1	667	611	495	281	62	18	0
建設業	298,970	18.7	144,066	78,784	46,997	22,464	4,515	1,931	213
製造業	295,379	18.4	121,817	63,238	47,489	37,958	13,975	9,397	1,505
電気・ガス・水道	508	0.0	89	70	98	116	68	58	9
運輸・通信	56,239	3.5	13,608	10,052	11,750	11,974	4,828	3,338	689
卸売・小売・飲食店	560,830	35.0	317,738	110,413	69,957	43,272	12,101	6,036	1,313
金融・保険	16,589	1.0	12,821	1,727	834	614	277	286	30
不動産	95,990	6.0	82,357	7,791	3,059	1,769	575	375	64
サービス	265,844	16.6	131,423	54,677	36,186	27,840	10,427	4,347	944
合計	1,602,268	100.0	829,286	329,691	218,482	147,146	47,017	25,874	4,772
構成比、%			51.8	20.6	13.6	9.2	2.9	1.6	0.3
同、累計			51.8	72.4	86.0	95.2	98.1	99.7	100.0

(資料)総務省「平成13年事業所・企業統計調査報告」第2巻会社企業に関する集計 全国結果

(注)卸・小売、飲食店については資本金1億円未満あるいは常用雇用者数が100人未満の会社。

サービスについては資本金5千万円未満あるいは常用雇用者数が100人未満の会社。

表2 CDRデータベースからみた日本の中小企業の姿(2003年)

(単位:社、%)

	会社数		従業員数(人)								
		構成比	0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
農林漁業	1,263	0.2	162	310	322	224	174	42	20	9	0
鉱業	941	0.2	57	123	240	257	207	41	13	2	1
建設業	131,825	23.3	11,297	40,041	38,489	26,389	12,328	2,335	710	153	83
製造業	125,064	22.1	9,132	29,104	26,669	23,737	21,311	8,737	4,489	1,233	652
電気・ガス・水道	864	0.2	69	244	233	158	109	27	17	6	1
運輸・通信	26,587	4.7	1,741	2,887	4,221	6,017	6,910	2,702	1,352	442	315
卸売	79,269	14	7,031	27,960	18,034	12,422	9,349	3,256	968	167	82
小売	75,323	13.3	8,238	31,069	16,817	9,621	6,560	1,797	790	240	191
飲食店	15,580	2.8	1,722	5,192	3,655	2,420	1,827	484	194	53	33
金融・保険	1,523	0.3	274	628	251	108	111	73	54	13	11
不動産	20,816	3.7	3,086	11,820	3,384	1,336	767	274	102	33	14
サービス	86,461	15.3	9,168	25,454	19,323	14,200	11,463	4,224	1,749	461	419
公務	43	0	11	17	1	6	4	1	1	1	1
その他	171	0	51	55	29	17	13	1	3	1	1
合計	565,730	100	52,039	174,904	131,668	96,912	71,133	23,994	10,462	2,814	1,804
構成比、%			9.2	30.9	23.3	17.1	12.6	4.2	1.8	0.5	0.3
同、累計			9.2	40.1	63.4	80.5	93.1	97.3	99.1	99.6	99.9

(資料)有限責任中間法人CRD協会

表3 事業所・企業統計調査とCDRデータベースとの異同

(単位:%)

	会社数		従業員数(人)						
		寄与度	0~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~299	300~
農林漁業	12.9	-0.387	-0.211	-0.089	-0.062	-0.023	-0.004	0.000	-0.001
鉱業	44.1	0.0332	-0.010	0.004	0.014	0.019	0.003	0.002	-0.001
建設業	44.1	4.6468	0.060	1.874	1.724	0.773	0.130	0.032	-0.022
製造業	42.3	3.6758	-0.864	0.757	1.224	1.392	0.670	0.423	-0.119
電気・ガス・水道	170.1	0.121	0.050	0.037	0.022	0.012	0.001	0.000	-0.002
運輸・通信	47.3	1.1904	-0.033	0.117	0.328	0.472	0.176	0.108	-0.010
卸売・小売・飲食店	25.3	-4.914	-5.500	-0.100	-0.100	0.400	0.200	0.000	0.000
金融・保険	9.2	-0.766	-0.643	-0.064	-0.033	-0.019	-0.004	-0.006	-0.020
不動産	21.7	-2.31	-2.519	0.111	0.045	0.025	0.012	0.000	-0.007
サービス	32.5	-1.305	-2.028	0.066	0.343	0.451	0.229	0.119	0.015
合計	35.3	-0.015	-11.698	2.713	3.506	3.503	1.413	0.678	-0.166
<参考>構成比率			27.4	40.1	44.7	49.2	53.5	48.9	31.9

表4 CRDデータベースからみた日本の中小企業の平均的な姿(2003年)

	会社数		中央値				平均値			
			従業員数	売上高	総資産	資本金	従業員数	売上高	総資産	資本金
	構成比、%	人	百万円	百万円	百万円	人	百万円	百万円	百万円	
農林漁業	1,263	0.2	6	113	103	5	372	429	14	
鉱業	941	0.2	10	222	268	10	509	865	25	
建設業	131,825	23.3	6	112	67	10	346	289	16	
製造業	125,064	22.1	9	137	116	10	610	593	26	
電気・ガス・水道	864	0.2	7	111	71	10	2,246	5,352	364	
運輸・通信	26,587	4.7	16	200	131	10	690	702	45	
卸売	79,269	14.0	5	235	129	10	1,064	588	20	
小売	75,323	13.3	4	117	63	6	448	252	11	
飲食店	15,580	2.8	5	70	46	4	222	184	9	
金融・保険	1,523	0.3	3	39	35	10	1,976	30,100	678	
不動産	20,816	3.7	3	67	183	10	546	1,321	44	
サービス	86,461	15.3	6	91	59	10	433	525	29	
公務	43	0.0	2	243	1,122	5	2,884	16,300	92	
その他	171	0.0	3	82	49	5	334	713	55	
合計	565,730	100	6	125	85	10	560	574	25	

表5 株主資本比率を基準とした中小企業金融統計の比較

	基準年および算出方法	株主資本比率
CRDデータベース (CRD協会)	2003年 56万社の株主資本、総資産の中央値により算出	9.2
法人企業統計 (財務省)	2002年度 資本金1000万円～1億円の企業の平均値 資本金1000万円未満の企業の平均値	23.0 10.2
中小企業経営状況調査 (国民生活金融公庫)	2003年1～3月期に決算を迎えた中小企業の平均値	17.2

表6 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(全産業計中央値、2003年)

1. 資産合計

(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1～4	5～9	10～19	20～49	50～99	100～199	200～299	300～
流動資産計	41,600	21,039	16,985	36,211	73,761	174,273	474,341	984,667	1,782,878	2,190,709
現金預金	8,741	4,234	3,181	7,563	16,682	42,711	119,781	238,957	414,000	573,217
受取手形	0	0	0	0	0	1,060	6,266	17,950	27,010	6,497
売掛金	10,417	4,704	3,761	9,592	19,878	46,612	127,265	277,000	501,000	644,100
固定資産合計	30,392	13,093	9,212	23,935	59,443	171,114	513,005	1,053,825	1,995,082	3,022,627
有形固定資産	19,845	7,803	5,382	15,177	42,374	126,244	381,761	799,374	1,513,070	2,227,313
土地	0	7,150	0	0	3,769	41,255	146,130	301,000	530,000	836,120
その他固定資産	4,314	1,825	1,300	3,571	8,726	24,208	74,660	162,413	301,475	462,262
資産合計	84,510	42,854	33,389	71,689	154,236	394,949	1,119,679	2,272,760	4,180,736	5,561,666
<構成比、%>										
流動資産計	49.2	49.1	50.9	50.5	47.8	44.1	42.4	43.3	42.6	39.4
現金預金	10.3	9.9	9.5	10.5	10.8	10.8	10.7	10.5	9.9	10.3
受取手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.6	0.8	0.6	0.1
売掛金	12.3	11.0	11.3	13.4	12.9	11.8	11.4	12.2	12.0	11.6
固定資産合計	36.0	30.6	27.6	33.4	38.5	43.3	45.8	46.4	47.7	54.3
有形固定資産	23.5	18.2	16.1	21.2	27.5	32.0	34.1	35.2	36.2	40.0
土地	0.0	16.7	0.0	0.0	2.4	10.4	13.1	13.2	12.7	15.0
その他固定資産	5.1	4.3	3.9	5.0	5.7	6.1	6.7	7.1	7.2	8.3
資産合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<参考>企業数	565,730	52,039	174,904	131,668	96,912	71,133	23,994	10,462	2,814	1,804
同、構成比%	100.0	9.2	30.9	23.3	17.1	12.6	4.2	1.8	0.5	0.3

2. 負債および資本合計

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1～4	5～9	10～19	20～49	50～99	100～199	200～299	300～
流動負債計	34,019	18,695	15,592	28,783	55,720	133,460	370,000	785,757	1,452,109	1,781,021
支払手形	0	0	0	0	0	3,308	22,000	54,933	72,000	35,032
買掛金	3,767	1,559	1,448	3,375	6,942	17,568	52,931	118,057	214,392	275,208
短期借入金	9,644	4,874	4,827	8,225	15,000	35,215	101,000	228,000	451,572	550,000
固定負債計	33,255	18,152	14,530	28,479	54,994	129,843	355,000	697,557	1,259,540	1,711,210
社債長期借入金	31,554	17,152	13,809	27,262	52,544	122,205	327,323	625,048	1,093,060	1,467,343
長短借入金合計	50,927	29,016	24,614	43,854	82,000	194,298	527,852	1,033,976	1,894,000	2,368,647
負債合計	76,717	43,540	36,074	65,756	126,678	306,506	850,440	1,707,621	3,103,210	4,128,728
資本合計	7,751	2,871	1,363	6,473	19,451	58,398	175,168	383,799	695,998	889,396
資本金	10,000	6,000	5,000	10,000	10,000	13,000	30,000	40,000	50,000	49,350
その他の資本	363	-2,149	-3,747	23	7,461	37,000	134,850	323,241	585,702	846,889
負債資本合計	84,509	42,849	33,390	71,692	154,240	394,968	1,119,746	2,272,760	4,181,236	5,561,666
<構成比、%>										
流動負債計	40.3	43.6	46.7	40.1	36.1	33.8	33.0	34.6	34.7	32.0
支払手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	2.0	2.4	1.7	0.6
買掛金	4.5	3.6	4.3	4.7	4.5	4.4	4.7	5.2	5.1	4.9
短期借入金	11.4	11.4	14.5	11.5	9.7	8.9	9.0	10.0	10.8	9.9
固定負債計	39.4	42.4	43.5	39.7	35.7	32.9	31.7	30.7	30.1	30.8
社債長期借入金	37.3	40.0	41.4	38.0	34.1	30.9	29.2	27.5	26.1	26.4
長短借入金合計	60.3	67.7	73.7	61.2	53.2	49.2	47.1	45.5	45.3	42.6
負債合計	90.8	101.6	108.0	91.7	82.1	77.6	75.9	75.1	74.2	74.2
資本合計	9.2	6.7	4.1	9.0	12.6	14.8	15.6	16.9	16.6	16.0
資本金	11.8	14.0	15.0	13.9	6.5	3.3	2.7	1.8	1.2	0.9
その他の資本	0.4			0.0	4.8	9.4	12.0	14.2	14.0	15.2
負債資本合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
<参考>企業数	565,730	52,039	174,904	131,668	96,912	71,133	23,994	10,462	2,814	1,804
同、構成比%	100.0	9.2	30.9	23.3	17.1	12.6	4.2	1.8	0.5	0.3

表7 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(建設業中央値、2003年)

1. 資産合計

(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動資産計	39,752	23,855	17,344	36,139	81,593	231,510	820,680	2,366,483	4,143,276	5,930,334
現金預金	8,133	4,659	3,386	7,457	18,175	57,427	199,533	542,635	913,388	1,100,200
受取手形	0	0	0	0	157	2,269	13,990	63,064	177,000	161,300
売掛金	10,945	7,000	4,900	10,314	21,468	54,363	178,599	490,296	1,006,983	1,222,000
固定資産合計	19,551	9,865	6,849	17,774	46,320	137,979	476,433	1,172,060	1,847,036	3,428,743
有形固定資産	12,837	6,351	4,364	11,810	33,944	102,881	353,303	892,965	1,288,196	2,377,494
土地	0	0	0	0	6,197	46,000	180,115	471,018	697,879	1,014,595
その他固定資産	2,653	1,286	771	2,339	6,594	21,637	90,606	238,048	410,550	695,461
資産合計	67,149	39,201	28,556	62,250	142,824	407,448	1,407,867	3,840,197	6,950,390	12,100,000
<構成比、%>										
流動資産計	59.2	60.9	60.7	58.1	57.1	56.8	58.3	61.6	59.6	49.0
現金預金	12.1	11.9	11.9	12.0	12.7	14.1	14.2	14.1	13.1	9.1
受取手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6	1.0	1.6	2.5	1.3
売掛金	16.3	17.9	17.2	16.6	15.0	13.3	12.7	12.8	14.5	10.1
固定資産合計	29.1	25.2	24.0	28.6	32.4	33.9	33.8	30.5	26.6	28.3
有形固定資産	19.1	16.2	15.3	19.0	23.8	25.3	25.1	23.3	18.5	19.6
土地	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	11.3	12.8	12.3	10.0	8.4
その他固定資産	4.0	3.3	2.7	3.8	4.6	5.3	6.4	6.2	5.9	5.7
資産合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	131,825	11,297	40,041	38,489	26,389	12,328	2,335	710	153	83
同、構成比%	100	8.6	30.4	29.2	20.0	9.4	1.8	0.5	0.1	0.1

2. 負債および資本合計

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動負債計	30,275	19,815	15,176	26,675	56,108	164,614	621,098	1,845,828	3,587,549	5,418,417
支払手形	0	0	0	0	1,450	14,509	88,526	294,331	496,613	421,789
買掛金	3,277	1,934	1,537	3,025	6,481	19,831	89,328	284,941	545,646	676,778
短期借入金	8,426	5,000	4,755	7,958	15,507	43,614	161,600	479,991	932,000	1,400,000
固定負債計	23,834	15,145	11,914	23,062	43,510	95,116	277,404	622,489	840,815	1,626,011
社債長期借入金	22,957	14,650	11,373	22,343	42,372	91,639	263,900	578,008	733,200	1,085,069
長短借入金合計	37,886	24,958	20,458	35,919	67,241	160,000	495,000	1,181,481	2,144,569	3,190,800
負債合計	60,162	40,012	31,361	55,205	109,272	290,918	997,483	2,727,488	4,942,123	8,760,923
資本合計	7,181	3,101	1,172	6,503	25,004	84,810	304,336	815,412	1,362,268	2,027,305
資本金	10,000	5,000	5,000	10,000	10,000	20,000	39,000	70,000	114,440	95,000
その他の資本	605	-1,471	-3,658	289	11,803	60,335	255,400	704,539	1,188,288	1,898,204
負債資本合計	67,144	39,202	28,556	62,242	142,824	407,447	1,407,867	3,840,197	6,950,390	12,100,000
<構成比、%>										
流動負債計	45.1	50.5	53.1	42.9	39.3	40.4	44.1	48.1	51.6	44.8
支払手形	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	3.6	6.3	7.7	7.1	3.5
買掛金	4.9	4.9	5.4	4.9	4.5	4.9	6.3	7.4	7.9	5.6
短期借入金	12.5	12.8	16.7	12.8	10.9	10.7	11.5	12.5	13.4	11.6
固定負債計	35.5	38.6	41.7	37.1	30.5	23.3	19.7	16.2	12.1	13.4
社債長期借入金	34.2	37.4	39.8	35.9	29.7	22.5	18.7	15.1	10.5	9.0
長短借入金合計	56.4	63.7	71.6	57.7	47.1	39.3	35.2	30.8	30.9	26.4
負債合計	89.6	102.1	109.8	88.7	76.5	71.4	70.9	71.0	71.1	72.4
資本合計	10.7	7.9	4.1	10.4	17.5	20.8	21.6	21.2	19.6	16.8
資本金	14.9	12.8	17.5	16.1	7.0	4.9	2.8	1.8	1.6	0.8
その他の資本	0.9	-3.8	-12.8	0.5	8.3	14.8	18.1	18.3	17.1	15.7
負債資本合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	131,825	11,297	40,041	38,489	26,389	12,328	2,335	710	153	83
同、構成比%	100	8.6	30.4	29.2	20.0	9.4	1.8	0.5	0.1	0.1

表8 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(製造業中央値、2003年)

1. 資産合計

(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動資産計	54,101	24,117	14,596	32,739	73,052	193,392	563,539	1,353,857	2,674,000	3,703,225
現金預金	11,554	4,950	2,908	7,001	16,212	43,456	131,494	287,294	576,077	775,530
受取手形	1,329	120	0	600	2,410	8,410	31,171	91,284	223,866	131,878
売掛金	15,196	6,752	4,105	9,346	19,954	53,049	157,000	398,315	830,926	1,171,000
固定資産合計	51,000	18,755	10,689	28,298	72,081	201,157	565,892	1,214,842	2,540,610	3,797,243
有形固定資産	39,621	13,383	7,274	20,691	55,709	159,875	436,412	929,098	1,824,000	2,760,051
土地	200	0	0	0	6,500	48,808	154,508	323,000	624,923	897,891
その他固定資産	5,309	1,825	1,010	3,015	8,004	23,116	73,694	191,039	444,350	670,621
資産合計	115,930	48,947	30,737	70,854	163,068	430,000	1,202,342	2,715,814	5,408,264	7,867,395
＜構成比、％＞										
流動資産計	46.7	49.3	47.5	46.2	44.8	45.0	46.9	49.9	49.4	47.1
現金預金	10.0	10.1	9.5	9.9	9.9	10.1	10.9	10.6	10.7	9.9
受取手形	1.1	0.2	0.0	0.8	1.5	2.0	2.6	3.4	4.1	1.7
売掛金	13.1	13.8	13.4	13.2	12.2	12.3	13.1	14.7	15.4	14.9
固定資産合計	44.0	38.3	34.8	39.9	44.2	46.8	47.1	44.7	47.0	48.3
有形固定資産	34.2	27.3	23.7	29.2	34.2	37.2	36.3	34.2	33.7	35.1
土地	0.2	0.0	0.0	0.0	4.0	11.4	12.9	11.9	11.6	11.4
その他固定資産	4.6	3.7	3.3	4.3	4.9	5.4	6.1	7.0	8.2	8.5
資産合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
＜参考＞企業数	125,064	9,132	29,104	26,669	23,737	21,311	8,737	4,489	1,233	652
同、構成比％	100	7.3	23.3	21.3	19.0	17.0	7.0	3.6	1.0	0.5

2. 負債および資本合計

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動負債計	42,937	20,783	13,782	26,536	54,322	138,152	399,169	1,009,213	2,064,752	2,884,413
支払手形	400	0	0	0	2,924	18,000	79,441	219,449	425,111	449,166
買掛金	4,947	1,921	1,131	2,760	6,583	18,894	58,815	144,000	311,396	430,502
短期借入金	13,060	6,213	4,936	8,752	15,900	39,908	119,000	315,000	689,967	869,000
固定負債計	50,109	24,470	14,908	32,268	66,713	165,959	422,000	847,939	1,687,381	2,093,547
社債長期借入金	47,423	23,118	14,100	30,952	63,918	157,588	395,058	784,875	1,426,158	1,749,000
長短借入金合計	72,376	36,150	24,739	48,248	95,003	229,704	594,000	1,249,534	2,396,692	2,955,695
負債合計	102,500	50,976	33,831	66,521	136,655	338,722	907,000	2,014,603	4,015,637	5,593,536
資本合計	10,626	2,599	428	4,920	17,433	62,516	205,154	519,529	1,054,807	1,552,523
資本金	10,000	10,000	5,000	10,000	10,000	12,000	30,000	50,000	88,000	90,000
その他の資本	1,789	-2,662	-4,771	-1,272	6,336	41,723	164,000	449,000	884,420	1,464,615
負債資本合計	115,934	48,962	30,733	70,854	163,070	430,000	1,202,342	2,715,814	5,408,264	7,866,895
＜構成比、％＞										
流動負債計	37.0	42.4	44.8	37.5	33.3	32.1	33.2	37.2	38.2	36.7
支払手形	0.3	0.0	0.0	0.0	1.8	4.2	6.6	8.1	7.9	5.7
買掛金	4.3	3.9	3.7	3.9	4.0	4.4	4.9	5.3	5.8	5.5
短期借入金	11.3	12.7	16.1	12.4	9.8	9.3	9.9	11.6	12.8	11.0
固定負債計	43.2	50.0	48.5	45.5	40.9	38.6	35.1	31.2	31.2	26.6
社債長期借入金	40.9	47.2	45.9	43.7	39.2	36.6	32.9	28.9	26.4	22.2
長短借入金合計	62.4	73.8	80.5	68.1	58.3	53.4	49.4	46.0	44.3	37.6
負債合計	88.4	104.1	110.1	93.9	83.8	78.8	75.4	74.2	74.3	71.1
資本合計	9.2	5.3	1.4	6.9	10.7	14.5	17.1	19.1	19.5	19.7
資本金	8.6	20.4	16.3	14.1	6.1	2.8	2.5	1.8	1.6	1.1
その他の資本	1.5	-5.4	-15.5	-1.8	3.9	9.7	13.6	16.5	16.4	18.6
負債資本合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
＜参考＞企業数	125,064	9,132	29,104	26,669	23,737	21,311	8,737	4,489	1,233	652
同、構成比％	100	7.3	23.3	21.3	19.0	17.0	7.0	3.6	1.0	0.5

表9 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(卸売業中央値、2003年)

1. 資産合計

(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動資産計	83,471	34,784	33,773	85,004	188,946	476,615	1,275,596	2,399,625	4,226,365	6,261,009
現金預金	15,222	5,540	5,185	15,225	37,418	98,020	251,450	467,249	699,459	862,209
受取手形	650	0	0	685	4,000	16,234	73,843	164,962	284,812	228,507
売掛金	27,885	11,032	10,713	28,213	64,541	166,196	457,287	863,969	1,557,643	2,301,419
固定資産合計	31,042	9,148	8,110	30,139	92,191	268,000	758,194	1,351,508	2,474,177	3,881,939
有形固定資産	14,672	4,329	3,491	14,391	56,634	175,950	499,478	972,180	1,562,667	2,888,428
土地	0	0	0	0	20,230	87,116	276,168	524,182	966,738	1,373,467
その他固定資産	7,454	2,145	2,059	7,536	20,438	59,560	178,085	313,672	592,751	847,397
資産合計	129,374	51,084	49,293	130,497	307,433	798,000	2,152,029	4,057,286	7,191,128	11,000,000
<構成比、%>										
流動資産計	64.5	68.1	68.5	65.1	61.5	59.7	59.3	59.1	58.8	56.9
現金預金	11.8	10.8	10.5	11.7	12.2	12.3	11.7	11.5	9.7	7.8
受取手形	0.5	0.0	0.0	0.5	1.3	2.0	3.4	4.1	4.0	2.1
売掛金	21.6	21.6	21.7	21.6	21.0	20.8	21.2	21.3	21.7	20.9
固定資産合計	24.0	17.9	16.5	23.1	30.0	33.6	35.2	33.3	34.4	35.3
有形固定資産	11.3	8.5	7.1	11.0	18.4	22.0	23.2	24.0	21.7	26.3
土地	0.0	0.0	0.0	0.0	6.6	10.9	12.8	12.9	13.4	12.5
その他固定資産	5.8	4.2	4.2	5.8	6.6	7.5	8.3	7.7	8.2	7.7
資産合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	79,269	7,031	27,960	18,034	12,422	9,349	3,256	968	167	82
同、構成比%	100	8.9	35.3	22.8	15.7	11.8	4.1	1.2	0.2	0.1

2. 負債および資本合計

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動負債計	62,294	27,219	26,049	61,482	142,940	378,000	1,076,984	2,045,868	4,155,741	5,481,783
支払手形	316	0	0	990	13,670	58,923	167,796	56,857	492,173	462,451
買掛金	14,869	6,332	5,930	14,542	32,270	81,295	230,018	478,530	1,015,936	1,242,463
短期借入金	16,160	6,514	6,753	15,479	36,926	103,933	322,000	600,000	1,176,186	1,357,807
固定負債計	41,932	18,770	18,427	42,445	87,958	198,280	467,992	782,115	1,338,291	1,647,613
社債長期借入金	40,000	17,931	17,800	41,071	84,425	188,400	429,402	708,966	1,186,000	1,507,542
長短借入金合計	68,917	32,247	32,030	69,015	146,668	349,437	878,976	1,556,440	2,798,945	3,280,360
負債合計	116,054	52,209	51,314	116,289	256,130	639,900	1,702,994	3,057,430	5,831,763	8,120,990
資本合計	12,431	3,308	2,883	12,933	40,379	126,908	341,962	671,741	952,051	1,835,135
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	40,000	45,000	59,000	55,000
その他の資本	2,472	-1,898	-3,210	2,870	24,575	99,192	290,000	636,686	905,882	1,767,135
負債資本合計	129,374	51,084	49,293	130,497	307,327	798,000	2,152,029	4,057,286	7,191,128	11,000,000
<構成比、%>										
流動負債計	48.2	53.3	52.8	47.1	46.5	47.4	50	50.4	57.8	49.8
支払手形	0.2	0.0	0.0	0.8	4.4	7.4	7.8	1.4	6.8	4.2
買掛金	11.5	12.4	12	11.1	10.5	10.2	10.7	11.8	14.1	11.3
短期借入金	12.5	12.8	13.7	11.9	12.0	13.0	15.0	14.8	16.4	12.3
固定負債計	32.4	36.7	37.4	32.5	28.6	24.8	21.7	19.3	18.6	15
社債長期借入金	30.9	35.1	36.1	31.5	27.5	23.6	20	17.5	16.5	13.7
長短借入金合計	53.3	63.1	65	52.9	47.7	43.8	40.8	38.4	38.9	29.8
負債合計	89.7	102.2	104.1	89.1	83.3	80.2	79.1	75.4	81.1	73.8
資本合計	9.6	6.5	5.8	9.9	13.1	15.9	15.9	16.6	13.2	16.7
資本金	7.7	19.6	20.3	7.7	3.3	2.5	1.9	1.1	0.8	0.5
その他の資本	1.9	-3.7	-6.5	2.2	8.0	12.4	13.5	15.7	12.6	16.1
負債資本合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	79,269	7,031	27,960	18,034	12,422	9,349	3,256	968	167	82
同、構成比%	100	8.9	35.3	22.8	15.7	11.8	4.1	1.2	0.2	0.1

表10 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(小売業中央値、2003年)

1. 資産合計

(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動資産計	31,751	18,621	17,926	39,640	74,174	160,047	362,281	726,556	1,345,616	1,448,899
現金預金	5,372	2,954	2,573	6,900	14,231	34,742	90,221	195,586	326,585	528,065
受取手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売掛金	5,253	2,551	2,668	7,698	13,978	26,441	43,412	71,716	126,587	102,606
固定資産合計	23,076	11,572	10,378	28,995	67,592	172,184	466,848	973,772	1,661,306	2,993,500
有形固定資産	13,848	6,661	5,928	17,772	44,291	116,663	315,822	707,946	1,282,758	1,983,470
土地	0	0	0	0	2,717	34,786	131,246	330,091	489,142	823,481
その他固定資産	4,222	1,994	1,698	5,162	12,403	32,337	89,290	205,262	353,764	529,723
資産合計	62,614	35,437	33,718	78,679	159,582	375,948	918,000	1,902,216	3,219,895	4,687,000
<構成比、%>										
流動資産計	50.7	52.5	53.2	50.4	46.5	42.6	39.5	38.2	41.8	30.9
現金預金	8.6	8.3	7.6	8.8	8.9	9.2	9.8	10.3	10.1	11.3
受取手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
売掛金	8.4	7.2	7.9	9.8	8.8	7.0	4.7	3.8	3.9	2.2
固定資産合計	36.9	32.7	30.8	36.9	42.4	45.8	50.9	51.2	51.6	63.9
有形固定資産	22.1	18.8	17.6	22.6	27.8	31.0	34.4	37.2	39.8	42.3
土地	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	9.3	14.3	17.4	15.2	17.6
その他固定資産	6.7	5.6	5.0	6.6	7.8	8.6	9.7	10.8	11.0	11.3
資産合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	75,323	8,238	31,069	16,817	9,621	6,560	1,797	790	240	191
同、構成比%	100	10.9	41.2	22.3	12.8	8.7	2.4	1.0	0.3	0.3

2. 負債および資本合計

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動負債計	28,074	17,057	16,273	32,927	61,684	138,119	337,369	776,355	1,288,711	1,620,000
支払手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買掛金	5,535	2,854	2,786	6,967	14,348	36,698	92,098	231,483	374,845	578,000
短期借入金	8,761	5,000	5,303	10,000	17,500	38,282	96,220	239,264	474,000	510,000
固定負債計	28,215	17,224	1,624	32,989	61,107	128,351	298,700	487,985	721,500	1,311,000
社債長期借入金	26,796	16,308	15,333	31,490	58,535	123,030	280,550	442,458	544,000	1,006,200
長短借入金合計	43,473	27,448	26,678	50,726	91,805	194,895	460,734	912,500	1,592,725	2,046,404
負債合計	62,543	39,627	37,698	74,518	137,835	301,900	723,541	1,502,829	2,684,090	3,358,564
資本合計	3,503	1,141	226	5,553	15,296	46,207	120,000	235,701	430,659	739,000
資本金	6,000	4,000	3,000	9,800	10,000	10,000	15,000	22,500	30,000	30,000
その他の資本	-1,617	-3,652	-4,780	-440	4,922	28,307	100,012	212,816	407,167	727,467
負債資本合計	62,618	35,437	33,720	78,679	159,582	375,948	918,000	1,902,216	3,219,895	4,687,000
<構成比、%>										
流動負債計	44.8	48.1	48.3	41.8	38.7	36.7	36.8	40.8	40.0	34.6
支払手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
買掛金	8.8	8.1	8.3	8.9	9.0	9.8	10.0	12.2	11.6	12.3
短期借入金	14.0	14.1	15.7	12.7	11.0	10.2	10.5	12.6	14.7	10.9
固定負債計	45.1	48.6	4.8	41.9	38.3	34.1	32.5	25.7	22.4	28.0
社債長期借入金	42.8	46.0	45.5	40.0	36.7	32.7	30.6	23.3	16.9	21.5
長短借入金合計	69.4	77.5	79.1	64.5	57.5	51.8	50.2	48.0	49.5	43.7
負債合計	99.9	111.8	111.8	94.7	86.4	80.3	78.8	79.0	83.4	71.7
資本合計	5.6	3.2	0.7	7.1	9.6	12.3	13.1	12.4	13.4	15.8
資本金	9.6	11.3	8.9	12.5	6.3	2.7	1.6	1.2	0.9	0.6
その他の資本	-2.6	-10.3	-14.2	-0.6	3.1	7.5	10.9	11.2	12.6	15.5
負債資本合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	75,323	8,238	31,069	16,817	9,621	6,560	1,797	790	240	191
同、構成比%	100	10.9	41.2	22.3	12.8	8.7	2.4	1.0	0.3	0.3

表11 CRDデータベースからみた日本の中小企業の財務構造(飲食店業中央値、2003年)

1. 資産合計

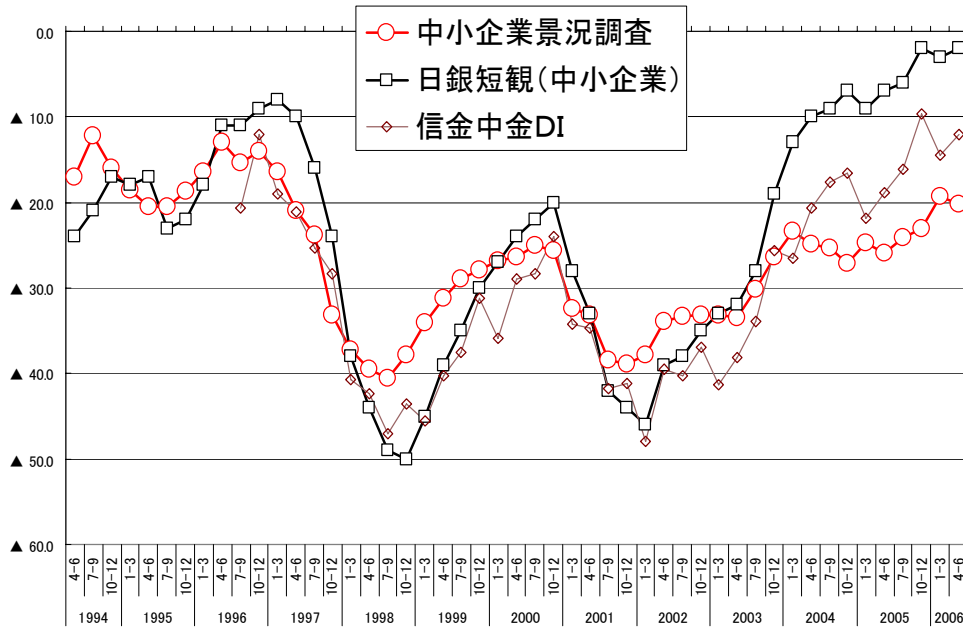
(単位、千円)

	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動資産計	8,296	5,628	3,492	7,488	14,881	33,980	78,758	159,347	294,071	725,685
現金預金	2,821	1,911	1,176	2,589	5,507	12,289	28,321	84,700	131,918	255,936
受取手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売掛金	262	133	41	253	799	2,077	5,681	9,952	27,675	80,759
固定資産合計	33,147	20,163	15,817	31,821	62,194	130,294	301,399	524,924	758,388	1,391,972
有形固定資産	22,958	13,605	10,206	22,517	45,099	91,073	209,990	359,446	533,000	1,077,639
土地	0	0	0	0	0	167	42,075	79,032	159,654	437,442
その他固定資産	4,931	2,847	2,156	4,355	8,607	21,982	53,197	127,927	153,244	331,908
資産合計	46,442	29,533	22,661	43,809	84,967	178,312	394,066	754,641	1,025,972	2,360,473
<構成比、%>										
流動資産計	17.9	19.1	15.4	17.1	17.5	19.1	20.0	21.1	28.7	30.7
現金預金	6.1	6.5	5.2	5.9	6.5	6.9	7.2	11.2	12.9	10.8
受取手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
売掛金	0.6	0.5	0.2	0.6	0.9	1.2	1.4	1.3	2.7	3.4
固定資産合計	71.4	68.3	69.8	72.6	73.2	73.1	76.5	69.6	73.9	59.0
有形固定資産	49.4	46.1	45.0	51.4	53.1	51.1	53.3	47.6	52.0	45.7
土地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	10.7	10.5	15.6	18.5
その他固定資産	10.6	9.6	9.5	9.9	10.1	12.3	13.5	17.0	14.9	14.1
資産合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	15,580	1,772	5,192	3,655	2,420	1,827	484	194	53	33
同、構成比%	100	11.4	33.3	23.5	15.5	11.7	3.1	1.2	0.3	0.2

2. 負債および資本合計

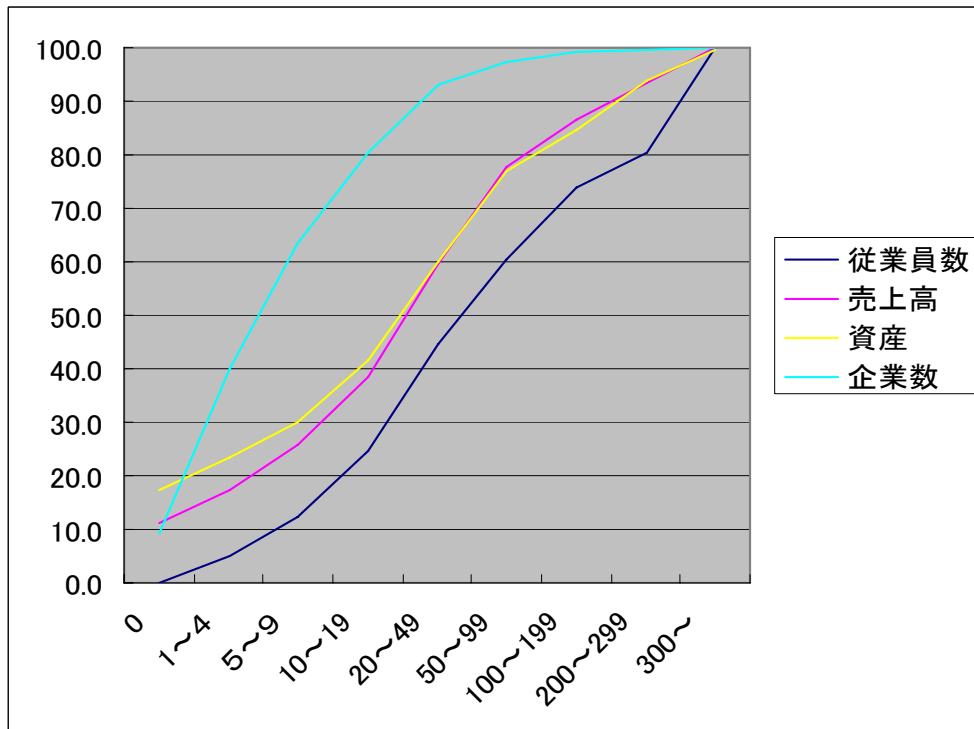
	中央値	従業員数別の中央値								
		0	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200~299	300~
流動負債計	17,113	12,341	9,445	14,565	25,218	48,015	104,273	176,738	290,193	532,766
支払手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買掛金	1,677	882	650	1,511	3,344	7,968	17,435	41,457	56,456	108,869
短期借入金	4,818	3,000	3,100	4,296	6,293	10,758	29,142	33,217	66,000	197,524
固定負債計	26,469	17,491	13,154	25,040	47,666	92,890	209,066	411,282	567,160	956,802
社債長期借入金	25,164	16,528	12,591	23,743	45,206	89,877	193,975	388,847	567,160	916,320
長短借入金合計	38,187	25,983	21,619	35,949	61,279	121,162	253,472	452,555	671,837	1,318,438
負債合計	50,601	34,985	28,044	46,656	82,638	158,508	347,666	609,291	884,527	1,901,008
資本合計	909	-165	-1,495	389	3,184	12,026	35,500	89,661	172,248	306,642
資本金	4,000	3,000	3,000	3,000	5,000	10,000	10,000	10,750	16,000	15,000
その他の資本	-4,060	-4,823	-5,998	-4,648	-2,297	1,940	19,138	69,841	140,142	267,613
負債資本合計	46,442	29,533	22,661	43,809	84,967	178,312	394,066	754,641	1,025,972	2,360,473
<構成比、%>										
流動負債計	36.8	41.8	41.7	33.2	29.7	26.9	26.5	23.4	28.3	22.6
支払手形	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
買掛金	3.6	3.0	2.9	3.4	3.9	4.5	4.4	5.5	5.5	4.6
短期借入金	10.4	10.2	13.7	9.8	7.4	6.0	7.4	4.4	6.4	8.4
固定負債計	57.0	59.2	58.0	57.2	56.1	52.1	53.1	54.5	55.3	40.5
社債長期借入金	54.2	56.0	55.6	54.2	53.2	50.4	49.2	51.5	55.3	38.8
長短借入金合計	82.2	88.0	95.4	82.1	72.1	67.9	64.3	60.0	65.5	55.9
負債合計	109.0	118.5	123.8	106.5	97.3	88.9	88.2	80.7	86.2	80.5
資本合計	2.0	-0.6	-6.6	0.9	3.7	6.7	9.0	11.9	16.8	13.0
資本金	8.6	10.2	13.2	6.8	5.9	5.6	2.5	1.4	1.6	0.6
その他の資本	-8.7	-16.3	-26.5	-10.6	-2.7	1.1	4.9	9.3	13.7	11.3
負債資本合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
<参考>企業数	15,580	1,772	5,192	3,655	2,420	1,827	484	194	53	33
同、構成比%	100	11.4	33.3	23.5	15.5	11.7	3.1	1.2	0.3	0.2

図1 中小企業の景況調査結果の比較図



中小企業景況調査(中小企業基盤整備機構。中小企業庁調査として従来公表):
 調査対象の8割は小規模企業
 日銀短観:調査対象は従業員数50人以上299人未満の企業(2004年以降は
 資本金2000万円以上1億円未満の企業)

図2 中小企業の主要経営指標の累積分布状況



(出所)CRDデータベース